

第5次福島県長期総合教育計画

— 新世紀ふくしまの学び・2010—
(平成13年度～平成22年度)

改訂版

人・地域・自然と共に個を磨く
新世紀ふくしまの教育

平成17年12月
福島県教育委員会

目次(全体構成)

第部 基本構想編

第1章 現状と課題 (p1)

- 第1節 背景
- 第2節 社会の現状と課題
 - 急速な少子・高齢化
 - 高度情報化
 - 都市化・核家族化
 - ユニバーサルデザインの理念に基づいた社会の実現
 - 国際化・グローバル化の進展
 - 男女共同参画の一層の拡大
 - 地方分権の加速化
- 第3節 ふくしまの教育の現状と課題
 - 県民の学びの環境づくり
 - 「教えられる」から「学び」へ
 - 子ども的人間性・社会性の育成
 - 直接体験の機会づくり

第2章 基本構想 (p5)

- 第1節 教育計画の策定
 - (1) 計画の策定
 - (2) 計画の点検・見直し
 - (3) 計画の性格
 - 計画の目的
 - 計画の内容
 - 計画の運用
 - 行動計画
- 第2節 計画の理念と目標
 - (1) 基本理念
 - 「共生」
 - 「自立」
 - (2) 基本目標
- 第3節 視点
 - 人と共に
 - 地域・自然と共に
 - 新世紀と共に
 - 学びの環境づくり

第部 基本計画編

第5次福島県長期総合教育計画体系 (p11)

第1章 人と共に (p13)

- 第1節 生涯にわたって生きる力を支える「確かな学力」を身に付ける
- 第2節 他との関わりの中で豊かな人間性や社会性を身に付ける
- 第3節 自分の生き方を選択・決定する力を身に付ける
- 第4節 健やかにたくましく生きる
- 第5節 障がいのある子どもたちが自立し社会参加する
- 第6節 男女が共に学び共に生きる
- 第7節 世代を超えて共に生きる

第2章 地域・自然と共に (p34)

- 第1節 地域で学び、地域で育つ
- 第2節 自然から学び、自然と共に生きる
- 第3節 地域文化を創造し伝承する
- 第4節 生涯にわたるスポーツライフを楽しむ

第3章 新世紀と共に (p44)

- 第1節 高度情報通信社会を創造的に生きる
- 第2節 国際社会を主体的に生きる
- 第3節 未来の子どもたちに美しい地球を伝える
- 第4節 少子・高齢社会を夢を持って生きる
- 第5節 豊かな科学的素養を身に付ける

第4章 学びの環境づくり (p53)

- 第1節 生涯を通して学習することができ、その成果が適切に評価される環境
- 第2節 新世紀に対応した安全で気持ちよく学べる学習空間
- 第3節 心を耕す文化空間、スポーツライフを実現するスポーツ空間
- 第4節 子どもたちと共に自らを磨き続ける教職員
- 第5節 教職員の意欲を高める人事管理
- 第6節 社会の変化に対応した学校改革

平成22年(西暦2010年)のふくしまの教育を表す主な指標 (p69)

用語集 (p73)

第 1 章 現状と課題

第 1 節 背景

福島県教育委員会は、昭和 41 年に第 1 次福島県長期総合教育計画を策定して以来、これまで 4 次にわたる福島県長期総合教育計画を策定し、福島県における教育行政の効率的かつ効果的な推進に努めてきました。平成 5 年度から平成 12 年度までの教育行政の基本指針となる第 4 次計画においては、「新世紀ふくしまを担う『明るく個性豊かな人間の育成』」を基本目標とし、ふれあいと生きがいに満ちた生涯学習の振興、21 世紀を担う心豊かでたくましい児童生徒の育成、潤いと個性に満ちた文化の振興、県民の活力をはぐくむ体育・スポーツの振興という四つの大きな柱ごとの計画に基づき、各種施策を行ってきました。

生涯学習社会の実現、教育の発展、文化やスポーツの振興を目指した不断の取組みにより、学習意欲の向上、子どもの基礎学力の定着、文化やスポーツへの関心の高まりなど、一定の成果が得られた一方、いじめ・不登校、青少年の非行、生きる力を支える学力の一層の向上など様々な課題が残されています。さらには、社会が複雑化する中、これまでにはなかった新しい課題も生じており、行政分野を超えた横断的な取組みが求められています。

第 2 節 社会の現状と課題

急速な少子・高齢化

急速な少子高齢化の進行により、我が国は人口減少の時代に入ろうとしており、本県においても予想を超えて少子化が進行しています。

このため、将来の児童生徒の数を見越した学校運営や活動

環境の整備を図るとともに、高齢者の学びの環境の整備が必要となっています。

高度情報化

情報通信技術の飛躍的な進歩に伴い、県民生活においてもインターネットや携帯電話など新しいメディアに触れることが日常的になってきています。今後、情報通信技術が一層進歩し、情報ネットワーク社会が構築されていくことが予想されます。

このため、子どもをはじめ県民の情報リテラシーを育成するとともに、学校において情報技術を活用した授業が展開できるような環境を一層整備することが必要となっています。

都市化・核家族化

現代に生きる人々のストレスの原因の一つには、都市化による豊かな自然に親しむ機会の減少があると言われております。また、核家族化などにより、家庭における子どものしつけが十分になされていないとも言われています。

このため、豊かな自然に触れる機会や地域における世代間交流の機会など、自己の視野を広げられるような環境づくりが必要となっています。

ユニバーサルデザインの理念に基づいた社会の実現

年齢や性別、障がいの有無などに関係なく一人ひとりが大切にされ、持てる力を十分に発揮できるユニバーサルデザインの理念に基づいた社会の実現が重要となっています。

このため、障がいのある子どもたちが、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるよう、支援していくことが必要となっています。

国際化・グローバル化の進展

地球規模での人・もの・情報・資本等の交流がさらに進展しています。今後、大交流時代において、それらを担う人材の育成が求められています。

このため、日本人としての自覚を持つとともに、国際社会の中で国際的な視野を持ち主体的に生きる人間を育成することが必要となっています。

男女共同参画の一層の拡大

男女が共に、持てる個性や能力を十分に発揮し、家庭、地域や職場の中でいきいきと暮らし、働くことのできる社会の

地方分権の加速
化

実現が求められています。

このため、男女平等の意識を持って行動できるよう、あらゆる教育機会を通して、男女共同参画社会に生きる意識を根付かせるとともに、男女が相互に協力し家庭や地域の生活を創造していく実践的な態度を育むことが必要となっています。

地方分権の動きが本格的な実行段階を迎え、教育の分野においても本県独自の視点からの教育改革が求められています。

このため、家庭・地域・学校がそれぞれの役割分担のもとに連携協力し、県民総参加による新しい時代にあった教育を実現することが必要となっています。

第3節 ふくしまの教育の現状と課題

県民の学びの
環境づくり

学びは、「よく生きる」ことを自覚的に探究することであり、福島県は、従来から学びに対する高い意識を持っています。生涯学習社会の構築に向けて、その意識は一層高まりを見せ、地域レベルでの環境整備が進みつつありますが、県全体としては、さらに県民の学びに関する情報の集約や学習施設間の相互連携を進めることが求められています。

ふくしまの県民一人ひとりが持つ学びの意欲や高いポテンシャルが真に生かされ、県民全体が共に学び合う形での学びの環境づくりが必要となっています。

「教えられる」
から「学び」へ

かつて福沢諭吉は、「学校は人に物を教うところにあらず、唯その天質の発達を妨げずして能く之を發育するための具なり」として、学校教育の在り方を説いています。現在の福島県においても、学校といえば、子どもが知識や技術を「教えられる」場であると考えられがちですが、子どもの学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などの幅広い学力を一層重視していかなければなりません。

ふくしまの学校を「教えられる」場としてだけでなく、主体的に学びに取り組むための「学び」の場として広く位置

付け、学びへの意欲の喚起、基礎・基本の定着、思考力・判断力・表現力の育成などの視点から、総合的にふくしまの学力向上を図ることが必要となっています。

子どもの人間性
・社会性の育成

例えば、「ならぬことはならぬ」という会津藩校日新館の教えが大切にされてきたように、これまでも福島県は、子どもの教育について、人間性・社会性の育成という視点を重んじ、取り組んできた伝統があります。しかしながら、福島県においても、社会構造の変化などにもとれない、社会全体に「自分さえよければよい」との風潮が強まる傾向にあり、併せて、子どものいじめや暴力、不登校、規範意識の欠如などが社会問題化しています。

ふくしまの子どもが自己の利益だけでなく、社会全体の利益を考えて21世紀を担うことができるよう、子どもの人間性・社会性の育成が必要となっています。

直接体験の機会
づくり

福島県は、広大な県土や四季の彩りに恵まれた豊かで多様な自然を有しており、ふくしまの子どもは、都会では体験できないような様々な自然や事物との関わりを直接体験することができる環境にあります。しかしながら、高度情報化、都市化などの進展により、自然、事物、他者との関わりから遮断された仮想空間の中で生きる子どもが増え、直接体験の貧困化やコミュニケーション能力の欠如などが問題となっています。

ふくしまという地の利を活用し、子どもをはじめ広く県民が、自己の体験と照らし合わせながら、知識や技術を主体的に身に付けていくことができるような環境づくりが必要となっています。

第2章 基本構想

第1節 教育計画の策定

(1) 計画の策定

平成5年に策定された第4次計画が平成12年度をその完成年度としていることから、新たな長期総合教育計画を策定し、生涯学習、学校教育、文化及びスポーツを取り巻く諸課題に対し、社会の変化に対応しつつ、一体的・継続的に取り組むことが必要となりました。

このため、平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする第5次福島県長期総合教育計画（「新世紀ふくしまの学び・2010」）を策定しました。

(2) 計画の点検・見直し

この計画が平成17年度に中間年度を迎えるのを受け、これまでの施策等の実施状況及び効果を把握するとともに、平成18年度から平成22年度の計画期間後半において、より効果的な施策・事業を展開するため、点検・見直しをすることとします。

(3) 計画の性格 計画の目的

この計画は、県の長期総合計画に基づく計画であり、生涯学習社会の実現に向け、福島県教育委員会が担う生涯学習、学校教育、文化及びスポーツについて、その発展のための基本的な考え方を明らかにしつつ、諸施策の総合的・効果的な推進を図ることを目的とするものです。

計画の内容

この計画は、数年単位の中・長期的な期間における行政の取組みを明らかにし、国に対しては、地方分権の推進の理念に基づき、地方税財源の一層の充実などを求めるとともに、市町村に対しては、地方分権の時代にふさわしい主体的取組みを支援することを内容とするものです。

計画の運用

この計画の運用に当たっては、計画の進捗状況を適切に把握・評価し、各年度の重点施策・事業を通して弾力的かつ効果的な対応に努めるとともに、計画の実施過程で状況が変化

行動計画

した場合には、弾力的な運用に努めます。

この計画の具体的な行動計画として、「うつくしま教育改革推進プログラム」を策定して、福島県教育委員会が果たす約束を掲げるとともに、各年度ごとの重点施策・事業を明確にします。

第2節 計画の理念と目標

(1) 基本理念

社会全体やふくしまの教育の現状と課題を踏まえ、次の基本理念に基づき、ふくしまの教育の発展を目指します。

「共生」

今日、価値観の多様化、少子・高齢化、国際化、女性の社会参画、環境の破壊など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、高齢者、障がい者、外国人などと互いが認め合い心を通わせる社会、男女が互いに尊重し合う社会、自然への畏敬の念を持ち共に生きる社会など、人々が互いにその存在を認め合う社会や、自然と人が共に生きる社会の実現が求められています。

この「共に生きる」という考え方は、教育にとっても大切だと考えます。子どもの「孤立化」が指摘される中、学校や地域社会において、一人ひとりが仲間と切磋琢磨しながら学ぶとともに、思いやりの心や感動する心、自律心や協調性を身に付けるという意味において、この「共に生きる」という考え方が重要となっています。

また、子どもの教育に関し、学校・家庭・地域の連携が求められていますが、学校教育と家庭教育、学校教育と地域の教育など、様々な場面においてそれぞれが役割を担い、「共に生きる」ことが必要となっています。

福島県は、このような「共に生きる」すなわち普遍的な「共生」という理念を大切にし、県民総参加型教育による子どもの育成を図るとともに、福島県全体を一つの学習空間として、県民の学びの環境づくりを目指します。さらに、県民が学んだ知識、技術、文化が高齢者層と若年者層の世代間や

各分野の学習施設間を空間的・時間的に循環し、一層高められた知識などをいつでもどこでも誰もが共有できるような「学びがめぐる学習空間・ふくしま」を目指します。

「自立」

変化の激しい社会にあって、いかなる場面でも他人と協調しつつ自律的に社会生活を送るためには、その人が自立することが必要です。すなわち、共生は、自己の責任において行動し、自らの責任で生きるという自立があってこそそのものと言えます。

この自立は、教育にとっても大切な考え方です。人が自立するためには、自らが積極的に自立性の向上を図る学びが必要であり、人が学ぶ際、より深い知識、より有用な技術、そして、より豊かな文化を選んで、探求することが重要です。

福島県は、このような普遍的な自立の理念や、自立するための学びの姿勢を大切にし、ふくしまの子どもが学ぶことの厳しさから逃れることなく、自ら学び考えることができるとともに、県民が「よく生きる」ことを生涯にわたって自覚的に探求できる環境づくりを目指します。その際、特に、進学や就職を通じて、将来における子どもの自己実現の可能性を高めることができるよう、ふくしまの子どもの学力を大切にします。

(2) 基本目標

第5次長期総合教育計画の基本目標は、このような「共生と自立」という基本理念に基づき、次のように設定します。

「人・地域・自然と共に個を磨く新世紀ふくしまの教育」

【考え方】

人間は、ひとりで生きることはできません。絶えず、人や地域や自然などの「他」との深い関わりの中で自分が存在していることを認識し、家族、友人、同僚、教師などの人間が生涯の各段階で関わっていくすべての人々や、社会、地域、自然などの自分が生きている環境と関わりながら、その中で生きていかなければなりません。

「と共に」は、「人、地域、自然の中で」、「人、地域、自然と一緒に」という意味を持ち、さらには「人、地域、自然の中に存在していることを意識しながら」という意味を持っています。

すなわち、人や地域や自然との共生という考えの下、自己を高めることの大切さを言うものです。

「個」とは、一人の人間、すなわち、その個性や人格を言います。「磨く」とは、幼・少年期から老年期に至るライフステージの各段階における自己の目標を目指して主体的に自己を高めようとする行為をいうものであり、具体的には、この「個」の完成に必要な知識・知恵・技能や、自ら学び自ら考える力を身に付けるとともに、豊かな人間性を養い、社会規範や公正さを重んじる社会性を自ら培うことを言います。

すなわち、人間が真に人間らしく生きるために、自ら学び自ら考えて自分を主体的かつ継続的に高めようとする行為を「個を磨く」と言います。

第3節 視点

第5次福島県長期総合教育計画においては、「他」との深い関わりの中で主体的・積極的に自己を高めることができる環境づくりを目指し、次の四つの視点を設定し、基本目標である「人・地域・自然と共に個を磨く新世紀ふくしまの教育」の実現を目指します。

「人と共に」

人との共生の視点

「地域・自然と共に」

家庭、地域社会、学校の一体化と豊かな自然との触れ合いの視点

「新世紀と共に」

社会変化への柔軟な対応の視点

「学びの環境づくり」

生涯学習社会の実現に向けた基盤整備の視点

人と共に

少子化、核家族化、情報化に伴う影の部分の表面化などが、他との関係の希薄化を招いているのではないかとの指摘がなされる中、子どもが、他との関わりの中で、コミュニケーション能力を育み、人間性や社会性を培うことが極めて重要な課題となっています。

このため、社会を構成する様々な人々の存在を認めて、共に生き、仲間との切磋琢磨により自己を高めるという考えの下、「人と共に」を第一の視点として設定します。

この視点から、学校や地域社会などの生活共同体の中で目的をもって、一人ひとりが仲間と切磋琢磨し、学ぶ意欲と「確かな学力」を各段階で確実に身に付けるとともに、自律心、協調性、他人を思いやる心、感動する心などを培い、豊かな人間性を育み、社会性を育てる環境を整えます。その際、次代を担う子どもの育成には、県民総参加により取り組む姿勢を大切にします。また、障がいの有無、男女の別などに関わりなく、世代を超えて共に学び共に生きていく人間を育むための環境づくりに努めます。

地域・自然と共に

完全学校週5日制の中、学びは教室の授業だけで完結するものではないとの認識に立ち、子どもの生きた知識や技術、豊かな感性などを育むとともに、社会性や人間性を培うことができるよう、多様な生活体験等を主体的に行うことができる機会を増やすことが重要となっています。

このため、子どもが豊かな自然に触れ、家庭や地域の中で生き、県民が生涯にわたり学び、文化やスポーツに親しむことで生きがいを感じる環境づくりを進めるという考えの下、「地域・自然と共に」を第二の視点として設定します。

この視点から、家庭や地域で子どもを育てるため、地域の関係団体や家庭との連携を図り、美しい山と湖と海に恵まれたふくしまの自然などを活用して、地域や家庭の本来の教育力を発揮することができるよう支援します。また、県民が心豊かな質の高い生活を送れるよう、自由時間を活用して、生涯にわたって文化やスポーツに触れ、参加できる環境づくりに努めます。

新世紀と共に

情報化・国際化の進展、少子・高齢社会の本格化など、教

育を取り巻く諸情勢がめまぐるしく変化することが予想されます。

このため、社会の変化に柔軟に適應できる能力を持ち新たな社会の創造を担うことができる子どもを育てるとともに、県民が新たな時代を生きがいをもって生きることができるような環境づくりを進めるという考えの下、「新世紀と共に」を第三の視点として設定します。

この視点から、子どもをはじめ県民の知的・創造的活動に世界的広がりをもたらす情報通信技術を活用した学びの環境づくりを図るとともに、豊かな科学的素養を育む教育の充実や、次世代以降への環境保全に向けた行動力の育成に努めます。また、本格的な少子・高齢社会の中で、子どもから高齢者まで多世代の人々が共に夢を持っていきいきと暮らすことができるよう、学びの環境整備に努めます。

学びの環境づくり

県民の学びへの意識が高まる中、その学びへの意欲に応え、新たな段階へのステップアップを支援することが求められています。また、子どもが自ら学び考える力や人間性・社会性を培うことを県民全体で支える環境づくりが必要となっています。

このため、福島県全体を一つの学習空間として子どもをはじめとした県民の「学び」の環境を整備するとともに、学んだ成果が知識、技術、文化として、高齢者層と若年者層の世代間循環や学習施設間の有機的連携による空間的循環が可能となる仕組みづくりを進めるという考えの下、「学びの環境づくり」を第四の視点として設定します。

また、学校における安全性の確保は、重要な課題であり、阪神大震災や新潟県中越地震の教訓を生かした学校施設の耐震化や子どもたちが被害者になる事故や犯罪の防止策など、改めて安全な環境づくりが求められています。

この視点から、社会の変化に対応した学校改革や学習施設の整備を進めるとともに、学校規模の適正化や学級編制基準の弾力化について検討を進め、改善を図ります。また、教職員の資質の向上をはじめ、学習空間を支える人材の育成に努めます。

第 部 基本計画編

大項目	< 将来の県民の姿 > 中項目 (第 部の「節」と対応)	< 施策の概要 > 小項目(第 部の「項目」と対応)	頁
	< 視点 >		
人と共に	(1) 生涯にわたって生きる力を支える「確かな学力」を身に付ける	「確かな学力」の育成 小・中・高等学校の一貫した学習指導の充実 読書を通じた知的活動の推進 学校と社会教育との連携	14
	(2) 他との関わりの中で豊かな人間性や社会性を身に付ける	「豊かな心」育成のための普及啓発活動の推進 人権を尊重する教育の推進 道徳教育の充実 生徒指導の充実 家庭教育への支援 幼児教育の充実 体験活動等を生かした豊かな心を育む教育の充実 知的活動を増進し世界観を広げる読書生活の充実 心の悩みに適切に対処できる体制づくり	17
	(3) 自分の生き方を選択・決定する力を身に付ける	キャリア教育の推進 産業教育の充実 多様な学習機会の確保 生涯の各段階に応じた学習機会の充実	22
	(4) 健やかにたくましく生きる	健康教育の充実 安全教育の充実 食に関する指導の充実 学校体育・保健学習の充実 自尊感情を大切に性教育の充実	25
	(5) 障がいのある子どもたちが自立し社会参加する	適正就学の推進と教育機会の拡充 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育の充実 地域に開かれた教育の推進 教育と保健・医療・福祉・労働機関との連携の一層の充実	28
	(6) 男女が共に学び共に生きる	男女共同参画社会づくりの推進 男女共同参画社会に生きる感性や意識の涵養	31
	(7) 世代を超えて共に生きる	学校における世代間・異年齢間交流の推進 地域の文化・歴史を生かした世代間交流の推進 芸術文化を共に創造する機会の拡充 スポーツを通しての多世代交流	32
地域・自然と共に	(1) 地域で学び、地域で育つ	学校におけるボランティア活動の充実 学習の成果を生かした社会参加の促進 地域社会における学校教育との連携・協力 活力ある地域づくり	35
	(2) 自然から学び、自然と共に生きる	豊かな自然と触れ合う機会の拡充 完全学校週5日制に対応した家庭・地域社会の環境づくり	38
	(3) 地域文化を創造し伝承する	文化活動の振興 文化財の愛護と伝統文化の継承	39
	(4) 生涯にわたるスポーツライフを楽しむ	生涯スポーツの拡充 競技スポーツの充実 スポーツ情報の提供 スポーツ振興推進体制の充実	41

大項目	< 将来の県民の姿 > 中項目 (第 部の「節」と対応)	< 施策の概要 > 小項目(第 部の「項目」と対応)	頁
	< 視点 >		
新世紀と共に	(1) 高度情報通信社会を創造的に生きる	情報教育の充実 情報活用に関する学習機会の提供 情報利用環境の整備・充実	45
	(2) 国際社会を主体的に生きる	自国文化の理解と国際理解教育の推進 地球市民意識の醸成 国際交流の推進	47
	(3) 未来の子どもたちに美しい地球を伝える	循環型社会に対応した環境教育・学習の推進 行動力を育む環境教育・学習の推進	49
	(4) 少子・高齢社会を夢を持って生きる	少子社会がもたらす教育に関する課題への対応 高齢者と共に生きる意識の涵養と交流機会の拡充	50
	(5) 豊かな科学的素養を身に付ける	理数教育の充実・科学技術教育に関する学習の振興 最先端の科学技術に触れる機会の拡充	52
学びの環境づくり	(1) 生涯を通して学習することができ、その成果が適切に評価される環境	生涯学習推進拠点機能の整備 学習機会の充実と学習成果の評価・活用 生涯学習に関する情報の収集及び提供 生涯学習に関する指導者の育成 生涯学習相談体制の充実 高等教育機関・民間事業者及びNPO等市民団体との連携 社会教育を担う人材の育成 社会教育施設・設備の整備・充実と活用	54
	(2) 新世紀に対応した安全で気持ちよく学べる学習空間	市町村立学校の施設・設備の整備促進 県立学校の施設・設備の整備・充実 学校施設のユニバーサルデザイン化推進 社会の変化に対応した学校づくり	57
	(3) 心を耕す文化空間、スポーツライフを実現するスポーツ空間	文化活動の発表と参加の場の整備 文化財の保存と公開の場の整備 県立美術館・博物館の整備・充実 スポーツ空間の創出	60
	(4) 子どもたちと共に自らを磨き続ける教職員	教職員研修の充実 現職教育の充実 研修体制の整備・充実 教育センター等の研修機能の強化	62
	(5) 教職員の意欲を高める人事管理	教職員の人事管理の改善 管理職人事の改善 教職員評価システムの導入 優秀教職員表彰制度 指導力不足教員等への対応 教職員の健康管理	64
	(6) 社会の変化に対応した学校改革	学校規模の適正化 学校・学科の適正配置 少人数教育の充実 高等学校入学者選抜等の改善 障がいの多様化、重度・重複化に対応した環境の整備 学校運営面の体制強化 学校の施設・機能の開放の促進 中高一貫教育の推進	66

人と共に

< 視点 >

< 将来の県民の姿 >

< 施策の概要 >

人と共に	(1) 生涯にわたって生きる力を支える「確かな学力」を身に付ける	「確かな学力」の育成 小・中・高等学校の一貫した学習指導の充実 読書を通じた知的活動の推進 学校と社会教育との連携
	(2) 他との関わりの中で豊かな人間性や社会性を身に付ける	「豊かな心」育成のための普及啓発活動の推進 人権を尊重する教育の推進 道徳教育の充実 生徒指導の充実 家庭教育への支援 幼児教育の充実 体験活動等を生かした豊かな心を育む教育の充実 知的活動を増進し世界観を広げる読書生活の充実 心の悩みに適切に対処できる体制づくり
	(3) 自分の生き方を選択・決定する力を身に付ける	キャリア教育の推進 産業教育の充実 多様な学習機会の確保 生涯の各段階に応じた学習機会の充実
	(4) 健やかにたくましく生きる	健康教育の充実 安全教育の充実 食に関する指導の充実 学校体育・保健学習の充実 自尊感情を大切に性教育の充実
	(5) 障がいのある子どもたちが自立し社会参加する	適正就学の推進と教育機会の拡充 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育の充実 地域に開かれた教育の推進 教育と保健・医療・福祉・労働機関との連携の一層の充実
	(6) 男女が共に学び共に生きる	男女共同参画社会づくりの推進 男女共同参画社会に生きる感性や意識の涵養
	(7) 世代を超えて共に生きる	学校における世代間・異年齢間交流の推進 地域の文化・歴史を生かした世代間交流の推進 芸術文化を共に創造する機会の拡充 スポーツを通しての多世代交流

第1章 人と共に

第1節 生涯にわたって生きる力を支える「確かな学力」を身に付ける

人間が自立して生きていくためには、主体的に学び自ら考える力と、それを支える基礎・基本が必要不可欠です。本県の子どもが知識や技能に加えて学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の「確かな学力」を身に付け自己実現を図ることができるよう支援します。

このため、教育課程の改善・充実、体験的・問題解決的な学習の充実、少人数教育の推進、個に応じた指導の充実など、子どもたちが「学び」の楽しさや意義を学び、意欲をもって学ぶことができる環境づくりに努めるとともに、子どもの「確かな学力」の向上を図るため、地域や家庭との連携により、学校で学んだ成果を実際に生かせるような場の創出に努めます。また、学習内容の系統性や発展性に配慮しつつ、小・中・高等学校の一貫した学習指導の充実に努めます。

(1) 生涯にわたって生きる力を支える「確かな学力」を身に付ける

「確かな学力」の育成
小・中・高等学校の一貫した学習指導の充実
読書を通じた知的活動の推進
学校と社会教育との連携

項 目	具体的施策の方向
<p>「確かな学力」の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自ら学び自ら考える力を育む教育課程の改善・充実 知・徳・体のバランスのとれた資質・能力の育成を目指し、教育課程の改善充実に努めます。 <p style="margin-left: 20px;">学習指導要領の趣旨や内容に関する教育課程講習を開催するとともに、効果的な指導方法について研究します。</p> ▶ 生きる力を支える「確かな学力」の育成 児童生徒が「学び」の楽しさや意義を学ぶことができるよう、わかりやすく個に応じた授業を展開するなど「確かな学力」の育成に努めます。 <p style="margin-left: 20px;">様々な課題を追究する方法、ものの見方や考え方を身に付けさせるとともに、学校で学んだ知識や成果が子どもたちの中に定着し、日常の生活や将来の職業生活、家庭生活に実際に生かしていくことのできる力の育成に努めます。</p> ▶ 少人数教育の充実 生活面、学習面など学校生活全般において、きめ細かな指導と児童生徒一人ひとりの個性に応じた教育を展開するため、小学校、中学校全学年において導入した30人程度学級を実効あるものとしします。 ▶ 体験的・問題解決的な学習の積極的な導入 児童生徒が達成感を持つことができる学習を展開するため、児童生徒の発達に応じた体験的な学習や問題解決的な学習の充実に努めます。 ▶ 学習評価の在り方の改善・充実 児童生徒の学習の到達度を評価基準等により客観的に評価するための方策、全県的な学力調査や学校の自己点

	<p>検・自己評価の在り方等について、その改善・充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 進路希望の実現を図る学力向上事業の推進 児童生徒一人ひとりの個性に応じた多様な進路希望実現のため、学力向上を図る学校の主体的な取組みを支援するとともに、教員の指導力の向上のための施策を推進します。 ▶ 個に応じたきめ細かな学習指導の充実 児童生徒の習熟の程度に応じた指導、ティーム・ティーチング等個に応じた指導を拡充するなど、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな指導の充実に図ります。 ▶ 複式学級における学習指導の充実 児童生徒の実態に応じて、きめ細かな学習指導や専門教科指導の充実に図るため、小学校における変則複式学級等に非常勤講師を配置し、複式学級における学習指導の改善を図ります。
<p>小・中・高等学校の一貫した学習指導の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小・中・高等学校の一貫した学習指導の充実 学習内容の系統性・発展性に配慮しつつ、小・中・高等学校の一貫した学習指導の充実に図ります。 また、小・中・高等学校を通して、学ぶ喜びや学ぶことの意義を実感させ、学ぶ内容と学ぶ方法についての理解を深めるための指導に努めます。 ▶ 中高一貫教育の推進 6年間を見通した計画的・継続的な学習や幅広い年齢集団の中での活動により、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会性や豊かな人間性を育む中高一貫教育は、平成17年度から連携型で始まり、併設型についても検討を重ね、整備を推進します。 ▶ 完全学校週5日制に対応する教育課程の改善 学校週5日制の実施に伴い、各教科等の教材や学校行事の精選など教育内容を厳選し、ゆとりある学校生活の中で特色ある教育を展開します。
<p>読書を通じた知的活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子どもの発達段階に応じた読書指導の充実 子どもの年齢や発達段階に応じて、童話などの読み聞かせを行ったり、全校一斉の読書活動を行ったりするなど、読書に親しむ場や機会を拡充することにより、生涯にわたる読書生活の礎を築きます。 ▶ 読書を通じた児童生徒の知的活動の推進 学校図書館を中心とした読書指導を充実させ、一人ひとりの知的好奇心を喚起するとともに、読書活動の充実に図ります。
<p>学校と社会教育との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 完全学校週5日制に対応する学校管理運営の改善 地域における学習・教育センターとしての学校の役割を重視し、学校開放を積極的に進めます。 ▶ 学社連携・融合の推進 学校と地域の社会教育施設等が相互の教育機能を効果的に利用するなど、学校教育と社会教育との連携・融合

を推進します。

▶ 青少年自然体験活動の推進

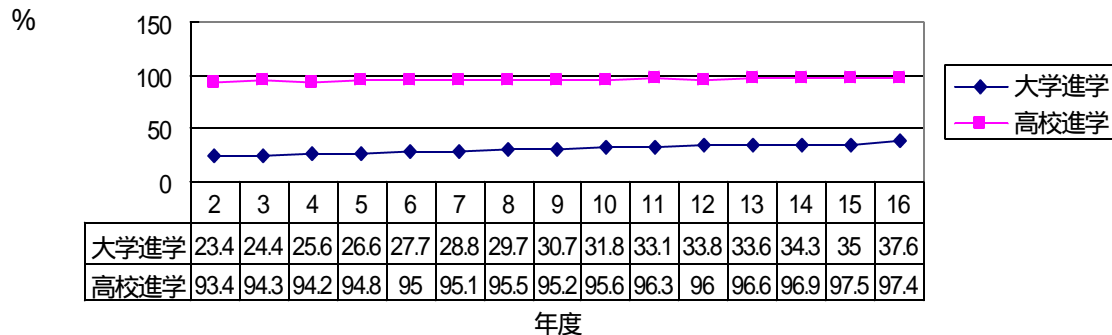
学校で学んだ知識等を様々な場面で実際に生かせるよう、地域社会における子どもたちの自然体験・生活体験の場の整備や体験機会の拡充に努めます。

〔語注〕 (第1節 生涯にわたって生きる力を支える「確かな学力」を身に付ける)
この欄は、五十音順に整理し、巻末に「用語集」としてまとめて掲載しています。

チーム・ティーチング (Team Teaching)	複数の教員等による協同授業のことで、T・Tと略される。外国語指導助手(ALT: Assistant Language Teacher)と日本人外国語教員が協力して行う形態が多いが、算数、数学などの実践に広がっている。
完全学校週5日制	平成4年9月に月1回の学校週5日制が導入されて以来、平成7年4月から月2回の実施となり、平成14年度から完全学校週5日制が実施されている。
学社連携・融合	学校教育と社会教育がそれぞれ独自の機能を発揮し、相互に補完しながら協力するという考え方が「学社連携」であり、さらに一歩進めて、それぞれの要素が重なり合いながら、一体となって青少年の教育に取り組んでいこうとすることを「学社融合」と言う。

進学率の推移

(企画学力向上G調べ)

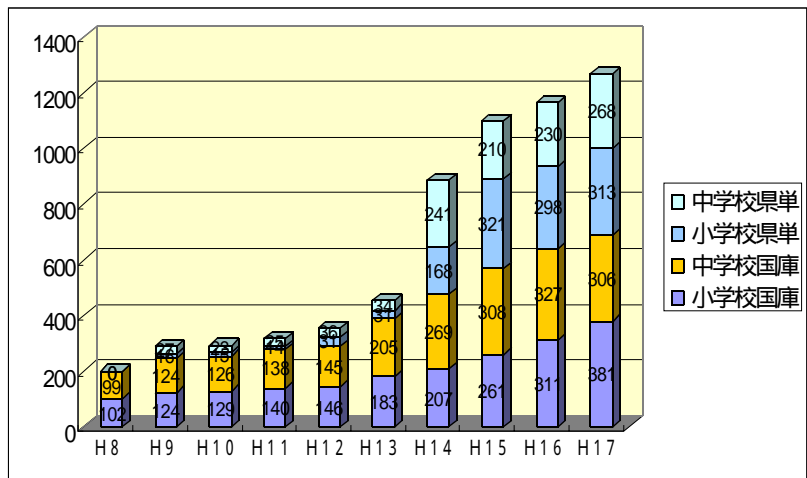


加配教員数

(市町村立学校グループ調べ)

* 個に応じた指導及び学力向上IDプラン(平成9~11年度)、ライジングプラン基礎学力向上推進支援事業(平成12~14年度)、ふくしま夢実現プラン基礎学力向上推進支援事業(平成15、16年度)、うつくしまっ子みらいプラン(平成17年度)に係る加配教員数

人



第2節 他との関わりの中で豊かな人間性や社会性を身に付ける

人間が一人の社会人として積極的にその役割を果たしていくためには、自ら学び考える力やそれを支える基礎・基本に加え、社会性や豊かな人間性を身に付けることが大切です。本県の子どもが、自己の利益だけではなく社会全体の利益を考えて21世紀を担うことができるよう、人権を尊重する心の育成、規範意識の習得などを通じ、社会性を育むとともに、子どもの豊かな感性や奉仕の精神などを養い、人間性を育むことを目指します。

このため、子どもの社会性を育てる観点から、学校における人権教育、道徳教育、生徒指導などの充実を図るとともに、普及啓発活動を推進し、教育の原点となる家庭教育への支援や人間形成の基礎を培う幼児期の教育の充実に努めます。また、子どもの人間性を育てる観点から、学校内外での様々な体験活動や読書活動が活発に行われるような環境づくりに努めます。さらに、子どもの悩みに適時適切に対応できるよう、学校等におけるカウンセリング機能等の充実を図ります。

(2) 他との関わりの中で豊かな人間性や社会性を身に付ける

「豊かな心」育成のための普及啓発活動の推進
 人権を尊重する教育の推進
 道徳教育の充実
 生徒指導の充実
 家庭教育への支援
 幼児教育の充実
 体験活動等を生かした豊かな心を育む教育の充実
 知的活動を増進し世界観を広げる読書生活の充実
 心の悩みに適切に対処できる体制づくり

項 目	具体的施策の方向
「豊かな心」育成のための普及啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ふくしま子ども憲章 子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための宣言を制定し、児童生徒・保護者はもとより広く県民に普及啓発し、子どもたちの規範意識の向上や「豊かな心」の育成に努めます。
人権を尊重する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人権を尊重する教育に関する学習教材等の充実 いじめや虐待防止、男女平等など人権尊重に関わる基本的な理解を促進する学習教材等の開発・活用などを通じ、人権を尊重する意識を高める教育を推進します。 ▶ 社会教育における人権教育の推進 公民館をはじめとする社会教育施設等を拠点として行われる学習において、人権に関する情報提供を行い人権教育の推進に努めます。
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校における道徳教育の充実 人間としての在り方や生き方についての自覚を深め、人間尊重、生命尊重の精神を培うとともに、規範意識や遵法意識、正義感や倫理観、思いやりの心、さらには、感動する心など、児童生徒の望ましい道徳性を育むため、道徳の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実に努めます。 ▶ 道徳教育に関わる体験的活動の充実 幼児・児童生徒の心と体のバランスのとれた発達を促し社会性を身に付けるため、自然体験活動、ボランティア活動や職場体験活動など自然や社会と広く交わる体験活動の機会を拡充します。

<p>生徒指導の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 積極的な生徒指導の推進 児童生徒のよい点や可能性を尊重し、個性の伸長を図りながら、児童生徒の豊かな人間性を育てるとともに、規範意識や社会生活のルールなどを守ろうとする遵法意識を高め、進んで望ましい生活を送ろうとする実践力、行動力を培うため、各学校の計画づくりとその実践を推進するなど学校全体での取組みを推進します。 ▶ 小・中学校(小・中学部)低学年の早期学校適応指導の充実 小学校や中学校入学後の早い段階から、学級を学び合い支え合う集団として高め、児童生徒の人間関係や生活及び学習適応の支援を充実させるため、少人数教育の充実に努めます。 ▶ 小・中・高等学校(小・中・高等部)を通した生徒指導の推進 小・中・高等学校等の連携を深め、児童生徒の発達段階の課題を踏まえた一貫した生徒指導の在り方を研究し、その成果に基づき一貫した生徒指導を推進します。 ▶ 生徒の発達段階に応じたガイダンスの機能の充実 自己の生き方、学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、学業や進路等についてのきめ細かな指導・援助を図るため、学校におけるガイダンスの機能の充実に努めます。
<p>家庭教育への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 親の子育てに対する支援の充実 子育て中の保護者に対して家庭の教育力の向上をめざし、子どもの発達や家庭教育におけるさまざまな課題に応じた学習の機会を提供し、家庭教育の充実に向けて支援します。 ▶ 学校・家庭・地域社会等の連携強化 学校、家庭及び地域社会がそれぞれの役割に応じた機能を十分果たすとともに、地域全体で子どもたちを育てる観点からPTAや地域の関係団体との連携を図り、地域の教育力を発揮することができるよう環境整備に努めます。
<p>幼児教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実 「幼児教育振興ビジョン」の活用普及を通して、新しい幼児教育についての県民の理解を深めます。 また、保護者等の多様なニーズに対応するとともに、家庭・地域社会・幼稚園等施設が連携することにより、発達や学びの連続性を確保し、幼児の望ましい心身の発達を図ります。 ▶ 教育内容の改善充実 ティーム保育の導入や幼児期以降の学びや創造性を豊かにする遊びを通した総合的指導により、知的発達を促すとともに幼児期にふさわしい道德性の芽生えを培う幼児教育の充実を図ります。 ▶ 保育所・幼稚園・小学校の連携強化 幼児教育についての親同士の意見交換の場や幼児同士の合同活動、教育内容についての情報交換や合同研修会などを通して、保育所、幼稚園、小学校が連携しながら

	<p>総合的な幼児教育を展開します。</p> <p>▶ インクルージョンの推進 障がいの有無によらず、全ての子どもたちが幼少時から共に遊び、共に学ぶ環境の中で、お互いを人間として尊重する教育や保育の充実を図ります。</p>
<p>体験活動等を生かした豊かな心を育む教育の充実</p>	<p>▶ 伝え合う力・コミュニケーション能力の育成 言葉に深く関わる授業、総合的な学習の時間、ボランティア活動や勤労生産体験等学校の教育活動全体を通して、子どもたちが自分の意見や考えを伝え合い人間関係を作り上げていく力や、言葉や言葉以外の様々な手段で相手の気持ちを察する共感能力の育成に努めます。</p> <p>▶ 芸術体験機会の拡充 感受性の豊かな時期にある子どもたちに、優れた芸術に接する機会を提供するため、家庭劇場の実施などにより舞台芸術や音楽芸術の鑑賞の機会の充実を図ります。</p> <p>▶ 高校生の文化活動の活性化 県高等学校総合文化祭の開催、全国高等学校総合文化祭への参加を促進し、高校生の文化活動の活性化を図ります。また、全国高等学校総合文化祭の本県開催誘致に向け、活動の充実、強化に努めます。</p> <p>▶ 青少年の自立性・社会性を育む事業の推進 規律・協同・責任等の精神を涵養し、社会の変化に主体的に対応できる心身ともに健全でたくましい人間の育成を図るため、野外活動や集団宿泊活動、就業体験の機会の拡充に努めます。</p> <p>施設を活用した豊かな体験活動の推進 自然の家やふくしま海洋科学館等の施設において、発達段階に応じ、自然とのふれあい体験や集団宿泊による共同生活体験などを積極的に推進することにより、互いに尊重し信頼、協力し合う人間尊重の意識やいのちあるものを大切に、慈しむ生命尊重の意識を高めるとともに、規範意識や公衆道徳等の育成に努めます。</p>
<p>知的活動を増進し世界観を広げる読書生活の充実</p>	<p>▶ 子どもの発達段階に応じた読書指導の充実 子どもの年齢や発達段階に応じて、童話などの読み聞かせを行ったり、全校一斉の読書活動を行ったりすることにより、生涯にわたる読書生活の礎を築きます。</p> <p>▶ 学校図書館の計画的な利用と読書推進体制の充実 児童生徒の豊かな人間性を育む読書教育を推進するため、学校図書館の計画的な利用と読書推進体制の充実を図ります。</p> <p>▶ 学校図書館の環境整備 地域や保護者の協力を得るなど学校図書館の蔵書充実のための施策を検討するとともに、学校図書館の整備充実に努めます。 また、県立高等学校図書館の冷房設備の整備を進め、快適な読書・学習空間の整備に努めます。</p> <p>▶ 学校図書館と公立図書館との連携強化</p>

	希望図書の効率的な検索を可能にするなど、読書活動を支援するため、学校図書館と県立図書館等の公立図書館との情報ネットワークを通じた連携の強化に努めます。
心の悩みに適切に対処できる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶ スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、学校教育相談員、教育相談推進員等を中心とした教育相談体制の確立 いじめや不登校、心の悩みなど、児童生徒の心のケアや学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等(以下、「LD、ADHD等」という。)の児童生徒の支援をめぐる様々な問題に適切に対応できるスクールカウンセラー等によるきめ細かな教育相談の充実に努めるとともに、各学校における教育相談体制の充実に努めます。 ▶ カウンセリング研修会の充実 すべての児童生徒がそれぞれ持っているよい点を生かし、自己実現を支援する適切なカウンセリング手法を教職員が身に付けるため、教育センター等を中心とした教職員のカウンセリング研修の充実に努めます。 ▶ 自然の家等における自然体験活動の充実 不登校児童生徒や障がいのある児童生徒等の自立心を育み協調性や社会性を伸長するため、自然の家等を活用して様々な自然体験活動の充実に努めます。 ▶ 関係機関との連携強化 いじめ、不登校等の未然防止と問題の早期発見、早期解決を図るため、学校、家庭、地域社会が一体となって指導に当たるとともに、学校と関係機関との連携を強化します。

〔語注〕(第2節 他との関わりの中で豊かな人間性や社会性を身に付ける)

インクルージョン (inclusion 包含、包括)	障がいの有無によらず、すべての子どもを包み込んで、一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じて教育を行うべきであるという考え。 世界の特殊教育の動向を見ると、1980年代にノーマライゼーションの理念に基づくインテグレーション(統合教育)の浸透が見られ、90年代になるとインテグレーションからインクルージョン(一体化教育)へと動きが見られた。
スクールカウンセラー	問題行動等を持つ児童生徒へのカウンセリングや、保護者・教職員への支援を行う。臨床心理士、精神科医師、大学教授等あるいはそれに準ずる資格が必要である(小・中・高等学校に配置)。
子どもと親の相談員	生徒、保護者の悩み等の相談相手になる。なお、資格は不要であり、小学校に配置し、不登校などの早期発見や対応を行っている。
学校教育相談員	電話相談、面接相談、地域に出向いての移動教育相談、学校や家庭訪問等を行う。教育事務所に配置し、行政・学校・地域社会の学校教育相談関係者の窓口・仲介役的存在としての役割も担う。教員OBや臨床心理士が当たる。
教育相談推進員	LD、ADHD等を含めた障がいのある子どもの保護者や担当教員等が、子どもの療育や指導及び就学等に関して、地域において相談ができ、また、必要な支援を継続的に受けられる体制を整備し、相談支援を推進するため、教育事務所に配置されている。実際の相談支援は、巡回相

	談員に指名された盲・聾・養護学校教員が行う。
学習障がい(LD, Learning Disabilities)	基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指す。中枢神経系に何らかの機能障がいがあるためと推定されるが、知的障がい・情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではないとされる。
注意欠陥/多動性障がい(ADHD, Attention Deficit Hyperactivity Disorder)	米国精神医学会の「精神疾患の診断・統計マニュアル第4版」(DSM-)で取り上げられ、不注意、多動性、衝動性などを主症状とする障がいとされている。脳の働きに何らかの障がいがあるため、集中力、衝動性などを自分でコントロールできにくいことによって起こるものと考えられ、家庭での育て方や環境、子どもの不真面目、やる気のなさなどによるものではない。
高機能自閉症	3歳までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

スクールカウンセラー等配置校の推移(小・中・高等学校)

	小学校	中学校	高等学校	計
平成17年度	8	114	16	138
平成16年度	11	85	16	112
平成15年度	11	51	14	76
平成14年度	10	40	12	62
平成13年度	5	36	6	47

第3節 自分の生き方を選択・決定する力を身に付ける

現在、ニートやフリーターが社会的問題となっており、人が社会の中で生きていくために、他との関係の中で自分自身をしっかりと見つめてアイデンティティーを確立していくことがますます重要になっています。

このため、子どもの発達段階に応じて、しっかりとした勤労観・職業観を育みながら、自分の生き方を選択・決定する力を身に付けることができるよう、キャリア教育を推進します。また、社会の変化や価値観の多様化に伴って、子どもの興味・関心の幅が広がる中、アイデンティティーを確立し、個性や能力を伸ばすことができるよう、子どものニーズに合わせた学習機会の拡充を図ります。さらに、生涯の各段階における県民の学習意欲に適切に対応することができるよう、様々な学習機会の充実・提供に努めます。

(3) 自分の生き方を選択・決定する力を身に付ける

キャリア教育の推進
産業教育の充実
多様な学習機会の確保
生涯の各段階に応じた学習機会の充実

項 目	具体的施策の方向
キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進 児童生徒一人ひとりが、夢や目的を探し求め、生き方を考えるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択・決定していくことができる能力や態度を育てます。 ▶ 職場体験・インターンシップ等の機会の拡充 働くことの意味や尊さを考えさせるとともに、しっかりとした勤労観・職業観の育成を図るため、職場体験やインターンシップなどの体験活動の機会の拡充に努めます。 ▶ 盲・聾・養護学校高等部における進路指導の充実 就労体験や教育活動全体を通して、生徒が社会の一員として主体的に活動し、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うとともに、就労連絡協議会、福祉・労働機関等との連携の下、職業教育や進路指導の充実に努めます。
産業教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特色ある産業教育の展開 経済のグローバル化や急激な技術革新による産業構造・就労形態の変化を踏まえ、本県産業の発展を支える人材の育成に向け、産業界や高等教育機関等との連携を図りながら、生徒の多様な学習要望に応える特色ある産業教育が展開できるよう教育内容・方法の改善・充実に努めます。
多様な学習機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外部講師活用 社会人などの豊富な知識・技術や経験を有する外部講師の活用を通して、県立高等学校における専門的な教育内容の充実に努めます。 ▶ 学校・学科の適正配置の推進 生徒一人ひとりが、それぞれの興味・関心、能力・適性、進路希望等によって主体的に学校が選択できるように、魅力ある高等学校を配置します。また、普通科、普

通系専門学科、職業系専門学科及び総合学科のそれぞれの魅力を生かし、地区ごとに魅力ある学科を適正に配置します。

- ▶ 特色ある学校づくり
地域や学校の実態に応じ、家庭・地域社会と連携して創意工夫を生かした特色ある教育、学校の個性や独自性を発揮した特色ある学校づくりを推進します。
- ▶ 選択学習の幅の拡大
生徒の選択の幅を拡大し、生徒の興味・関心や進路希望等に応じ、個々の能力を十分に伸長する教育の充実を図るため、学校設定教科・科目を設けることや資格取得をめざした科目を設けることなどにより特色ある教育課程の編成に努めます。
- ▶ 高大連携の推進
生徒の視野を広げ、学習の選択幅を拡大するとともに、自ら学ぶ意欲の向上をめざし、英語やスポーツ、福祉、情報など多様な分野において高校と大学との連携を積極的に支援します。
- ▶ NPOとの連携
幅広い分野での学習ニーズに応えるため、NPOとの連携に努めます。
- ▶ 外部専門機関との連携
高いレベルでの教育活動を推進するため、専門的な技術やノウハウを有する外部専門機関との連携に努めます。
- ▶ 中山間地域の教育の充実
豊かな自然を活用した学習体験、インターネットを活用した学習の充実、都市部にある学校との交流などを通じ学習機会の拡充に努め、地域の文化や伝統に根ざした特色ある学校づくりを推進します。
- ▶ 小・中・高等学校における障がいのある児童生徒やLD、ADHD等に対する教育の充実
特別支援コーディネーターを中心に、小・中学校の通常の学級や高等学校に在籍する障がいのある児童生徒及びLD、ADHD等の特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育を推進します。

生涯の各段階に応じた学習機会の充実

- ▶ 学習機会の充実
多様化・高度化する県民の学習需要に対応するため、学習圏の広域化を図るとともに、県民カレッジを推進するなど学習機会の充実を図ります。
- ▶ 全国生涯学習フェスティバルの開催
広く国民一般に対し、生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供する等の全国生涯学習フェスティバルを平成20年度に本県において開催し、国民一人ひとりの生涯学習への参加を促進し、もって生涯学習の一層の振興を図ります。
- ▶ 青少年教育の充実
学校外活動の拡充、多様な学習機会の提供や社会参加活動の推進、青少年団体の育成や指導者の養成など、県

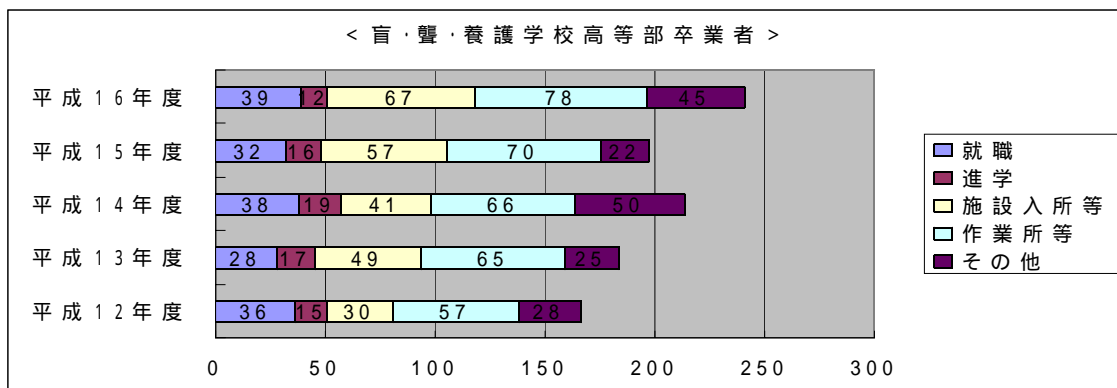
と市町村が連携を図りながら青少年教育の充実に努めます。

- ▶ 成人及び高齢者の学習の促進
現代的課題や地域の実情に応じた学習課題に関するより専門的な学習内容を備えた学習機会を提供することにより、成人及び高齢者の学習や積極的な社会参加活動の促進に努めます。
- ▶ リカレント教育の充実
社会人・職業人に対するリカレント教育の普及・啓発を積極的に行うとともに、より高度で専門的な学習機会を提供できるよう高等教育機関や民間教育機関等に働きかけ、連携・協力のための条件づくりに努めます。

語注 (第3節 自分の生き方を選択・決定する力を身に付ける)

ニート (Not in Education, Employment or Training)	1999年にイギリスの内閣府が作成したBridging the Gapという調査報告書がその言葉の由来となっており、いわゆる「学校に通っておらず、働いておらず、職業訓練を行っていない者」のことを通称している。
キャリア教育	キャリア教育は、子どもたちが「生きる力」を身に付け、明確な目的意識を持って日々の学業生活に取り組む姿勢、激しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身に付け、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにすることを目的としている。
アイデンティティー (identity)	自分とはこのような人間であるという明確な存在意識を言う。自己同一性、自我同一性、主体性、身元など様々な訳語があるが、わかりやすい訳語がないため、近年は「自分のアイデンティティーを主張する」などと、そのまま使用する例が多い。
インターンシップ (internship)	生徒や学生が在学中に、産業の現場などで自分の学習内容や進路などに関連した就業体験をすること。
特別支援コーディネーター	県内全ての公立小・中学校、県立高等学校に設置されている特別支援教育を推進するための校内委員会の企画・運営や校内の教職員との連絡調整、関係機関との連絡調整を主な役割としている。 小・中学校、養護学校では、特別支援教育コーディネーターとよんでいる。

進路状況 (盲・聾・養護学校高等部) (特別支援教育グループ調べ)



(注) 進学：専攻科、大学、職業能力開発校、各種学校等 施設入所等：授産施設、更正施設等
その他：病院、家庭生活等

第4節 健やかにたくましく生きる

健康は、生きる力を支える一つの大きな柱であり、ヘルスプロモーションの理念に基づき自分自身が健康に関する知識を身に付けて認識まで高め、実践していくことが大切です。
 このため、性教育の充実、薬物乱用防止教育の推進、学校安全・交通安全・防災教育の充実、学校給食の充実、教科体育や運動部活動等の改善と充実に努めるなど、健康・安全教育の充実、食に関する指導の充実、学校体育の充実等様々な視点から総合的な取り組みを図ります。

(4) 健やかにたくましく生きる	健康教育の充実 安全教育の充実 食に関する指導の充実 学校体育・保健学習の充実 自尊感情を大切にした性教育の充実
------------------	--

項 目	具体的施策の方向
健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 健康教育の推進 ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育を推進し、児童生徒が生涯にわたり健康の保持増進を図ることができるよう、必要な知識、能力、態度及び習慣の育成に努めます。 ▶ 心の健康教育の充実 思春期における不安や悩み、ストレス等に対応できる能力を育成するため、養護教諭をはじめ健康相談に携わる教職員の資質の向上と校内組織の活性化を図り、心の健康教育の充実に努めます。 ▶ 薬物乱用防止教育の推進 覚せい剤等の薬物を「生涯ぜったい使用しない」という態度を育成するため、関係機関・団体との連携のもと、小・中・高等学校を通じて、一貫した薬物乱用防止教育の充実に努めます。
安全教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校安全・交通安全・防災教育の充実 児童生徒が事故の原因をよく理解することにより、日常生活の中に潜む危険を事前に認識するとともに、非常時に適切に行動し、さらに、他の人の安全に寄与する能力・態度を育成するため、地域や保護者等との連携を強化し、登下校時を含めた学校安全・交通安全・防災教育の充実を図ります。
食に関する指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 望ましい食習慣形成の指導充実 児童生徒の食生活への正しい理解と望ましい食習慣の形成のため、学校栄養職員や学級担任等の連携による教科指導・給食指導・特別活動における指導を行うとともに、学校・家庭・地域の連携強化を図りながら、食に関する指導の充実に努めます。 なお、栄養教諭については、栄養教諭の職務内容、採用・配置の在り方及び研修体制について具体的に検討します。 ▶ 学校給食の充実 完全給食未実施校の解消促進を図るとともに、衛生管

	理を徹底し、食中毒や異物混入等の事故の防止に努めます。また、米飯給食の拡充や地元産物の利活用の促進等を図り、学校給食の一層の充実に努めます。
学校体育・保健学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教科体育の改善・充実 めあて学習・課題学習や選択制授業等を取り入れ、児童生徒が仲間と豊かに関わりながら運動の楽しさを十分に味わうとともに基礎的な体力が向上するように、体育の授業の改善・充実に努めます。 ▶ 保健学習・保健指導の充実 養護教諭等とのチーム・ティーチングなど指導の充実、改善に努めます。 ▶ 体力向上への取組みの強化 体力テストや意識調査などの結果を踏まえ、自らの体力に関心を持たせ、積極的に運動に取り組む時間や場を設定します。 ▶ 教員の指導力向上と優れた指導者の活用 学校体育指導者講習会・各種講習会の拡充や、地域や競技団体の指導者を教諭の補助者や特別非常勤講師等として積極的な活用に努めます。 ▶ 運動部活動の改善・充実 生徒の志向を重視し、外部指導者の積極的な活用や総合型地域スポーツクラブ等との連携を検討するなど、生徒の自主性を尊重した運動部活動の一層の改善・充実に努めます。
自尊感情を大切に した性教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 性教育の充実 児童生徒が異性を尊重する態度を養うとともに、性や性感染症・エイズに関する正しい知識を身に付けて適切に行動できるよう指導者の資質向上や効果的な指導資料・教材の作成に努めます。

語注（第4節 健やかにたくましく生きる）

ヘルスプロモーション (Health Promotion) の理念	健康に役立つためのいろいろな行動や生活状態の改善を進めるための教育と環境の改善などの支援を併せて行うこと。つまり、個人のライフスタイルを健康管理に関連して包括的にとらえ、地域社会や個人に対する総合的な健康づくりを行うこと。
栄養教諭	食生活を取り巻く環境の変化に伴い、子どもたちの食生活の乱れが問題となっていることを受け、食の自己管理能力や理想的な食習慣を育むために、栄養教諭制度が創設された。平成17年度から、栄養教諭資格取得のため教育職員免許法による認定講習を実施している。
養護教諭	<p>養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に目を向けることを通じて、子どもたちの発する様々なサインにいち早く気づく立場にあり、養護教諭の健康相談活動はますます重要になってきている。</p> <p>なお、平成10年度の教育職員免許法の改正により、養護教諭も「保健」の授業の担任ができるよう措置が講じられている。</p>

平成16年度全国平均値との有意差比較

下記の表は、平成15年度全国平均値と平成16年度福島県平均値を比較し、有意差5%レベルで、上回っているもの、下回っているもの、同程度のをまとめたものである。()内の数字は、項目数の計を表す。

		性別	男 子						女 子																	
		校種	小学校			中学校			小学校			中学校			高等学校											
		年齢	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
新 体 力 テ ス ト	握力	上回っ ている	(23)			(7)			(5)			(23)			(6)			(4)								
	上体起こし		8	6	2	2	3	2	6	1	0	3	1	1	8	4	4	2	3	2	3	2	1	3	0	1
	長座体前屈		(16)			(12)			(13)			(20)			(8)			(13)								
	反復横とび	同程度	0	2	3	5	2	4	2	5	5	5	4	4	0	4	4	5	3	4	5	2	1	6	3	4
	持久走		(9)			(8)			(9)			(5)			(13)			(10)								
	20mシャトルラン	下回っ ている	0	0	3	1	3	2	1	3	2	1	4	4	0	0	0	1	2	2	1	5	7	0	6	4
	50m走		(9)			(8)			(9)			(5)			(13)			(10)								
	立ち幅とび		(9)			(8)			(9)			(5)			(13)			(10)								
	ソフトボール・ハン ドボール投げ		(9)			(8)			(9)			(5)			(13)			(10)								

「平成16年度福島県児童生徒の健康・体力・運動能力の現状」学習生活指導グループ

平成16年度体育に関する調査結果（中学校・高等学校）平成16年5月1日現在 中学校・高等学校の運動部活動・加入率（ 囲み数字は、年度を表す。）

校 種 学 校 数	加 入 率 (%)		
	全 体	男 子	女 子
中 学 校 2 4 6 校	7 9 . 7	8 9 . 0	6 9 . 8
	8 0 . 7	9 1 . 2	6 9 . 7
	8 2 . 8	9 0 . 2	7 5 . 8
	7 9 . 1	8 9 . 0	6 8 . 8
高 等 学 校 9 2 校	4 2 . 2	5 1 . 7	3 3 . 2
	4 1 . 1	5 0 . 8	3 1 . 1
	4 2 . 2	5 4 . 4	2 9 . 3
	4 7 . 6	6 0 . 7	3 3 . 1

「平成16年度福島県中学校・高等学校体育に関する調査」学習生活指導グループ

第5節 障がいのある子どもたちが自立し社会参加する

ユニバーサルデザインの理念が社会に浸透する中、LD、ADHD等を含む障がいのある子どもたちが、その能力を最大限に発揮し主体的に生きる力を身に付けることが必要となっています。

このため、適正な就学指導の推進と就学機会の拡充を図るとともに、障がいの重度・重複化、多様化や社会の変化等を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズ(以下「ニーズ」という。)に応じたきめ細かな教育の充実を図り、保健・医療・福祉・労働機関等との連携を推進して子どもたちの自立、社会参加を支援します。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもの相互理解をより一層促進するため、地域に根ざし地域の中で共に学ぶ教育を推進します。

(5) 障がいのある子どもたちが自立し社会参加する

適正就学の推進と教育機会の拡充
障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育の充実
地域に開かれた教育の推進
教育と保健・医療・福祉・労働機関等との連携の一層の充実

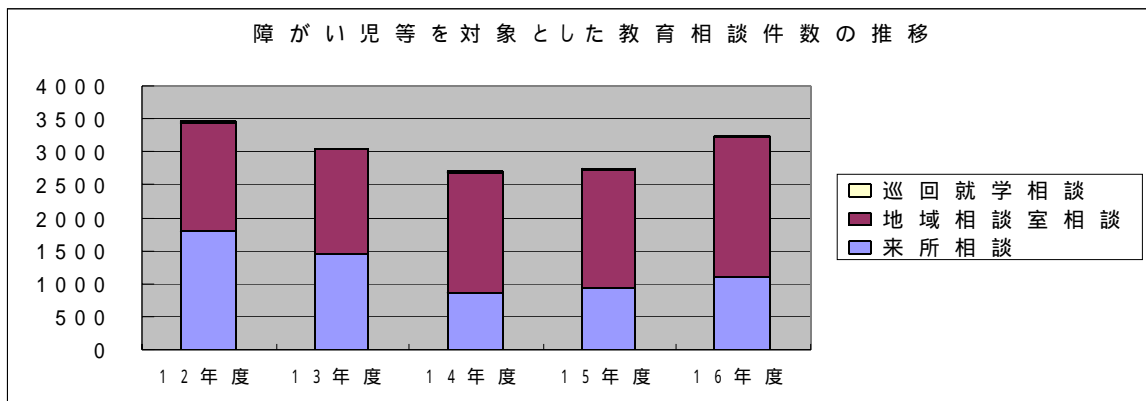
項 目	具体的施策の方向
<p>適正就学の推進と教育機会の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村教育委員会における特別支援教育体制整備の支援 障がい児の適正就学やLD、ADHD等を含む障がいのある子どもが、小・中学校等で適切な支援を受けられるよう、市町村教育委員会が行う特別支援教育体制の整備を支援します。 ▶ 特殊学級や通級指導教室の充実 LD、ADHD等を含む障がいのある児童生徒が、特殊学級等で適切な指導及び必要な支援を受けられるような弾力的な運用と充実に努めます。 ▶ 障がいのある児童生徒が共に学ぶための教育環境の整備・充実 小・中学校に在籍する重度視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由のある児童生徒への学習を支援したり、病気療養中の児童生徒の教育機会を拡充したりするなど、障がいのある子どもが地域の小・中学校、高等学校で、障がいのない子どもと共に学ぶことができる教育環境の整備・充実を図ります。 ▶ 小・中学校、高等学校における校内支援体制の充実 LD、ADHD等を含む障がいのある児童生徒が、小・中学校、高等学校で適切な支援を受けられるように特別支援コーディネーターを中心とした校内委員会の活性化を図るなど、校内支援体制の充実に努めます。 ▶ 医療的ケア支援体制の充実 たんの吸引などの医療的ケアが常時必要で、障がいがある重度の児童生徒が養護学校等に通学して共に学べるように、当該学校に看護師を配置し、必要な医療機器等を整備するなど、医療的ケア支援体制の充実を図ります。

<p>障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個々のニーズに応じた教育内容と方法の充実 児童生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じた個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用により、個々のニーズに応じた継続的で計画的な指導の充実を図ります。 ▶ 障がいの種別を超えた学校づくりの推進 障がいのある幼児・児童生徒が、できるかぎり地域の身近な場で教育が受けられるように、複数の障がいに対応できる障がい種別を超えた学校づくりを推進します。 ▶ 自閉症児の指導の充実 知的障がい自閉症を併せ有する幼児・児童生徒に対し、その特性や特別な指導内容・方法に着目した指導の充実に努めます。
<p>地域に開かれた教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の特別支援教育のセンター的機能の充実 盲・聾・養護学校の教職員の有する専門性や障がいに応じた施設・設備を生かして、地域の保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒やその保護者及び指導に当たる教員等への支援を行います。 ▶ 交流及び共同学習の充実 小・中学校等や地域において、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒等との交流及び共同学習の充実に努めます。
<p>教育と保健・医療・福祉・労働機関等との連携の一層の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 乳幼児時期から学校卒業後までを見通した支援が受けられる体制の充実 関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワーク化を図り、LD、ADHD等を含む障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児時期から学校卒業後まで見通して計画的に支援が受けられる体制整備に努めます。

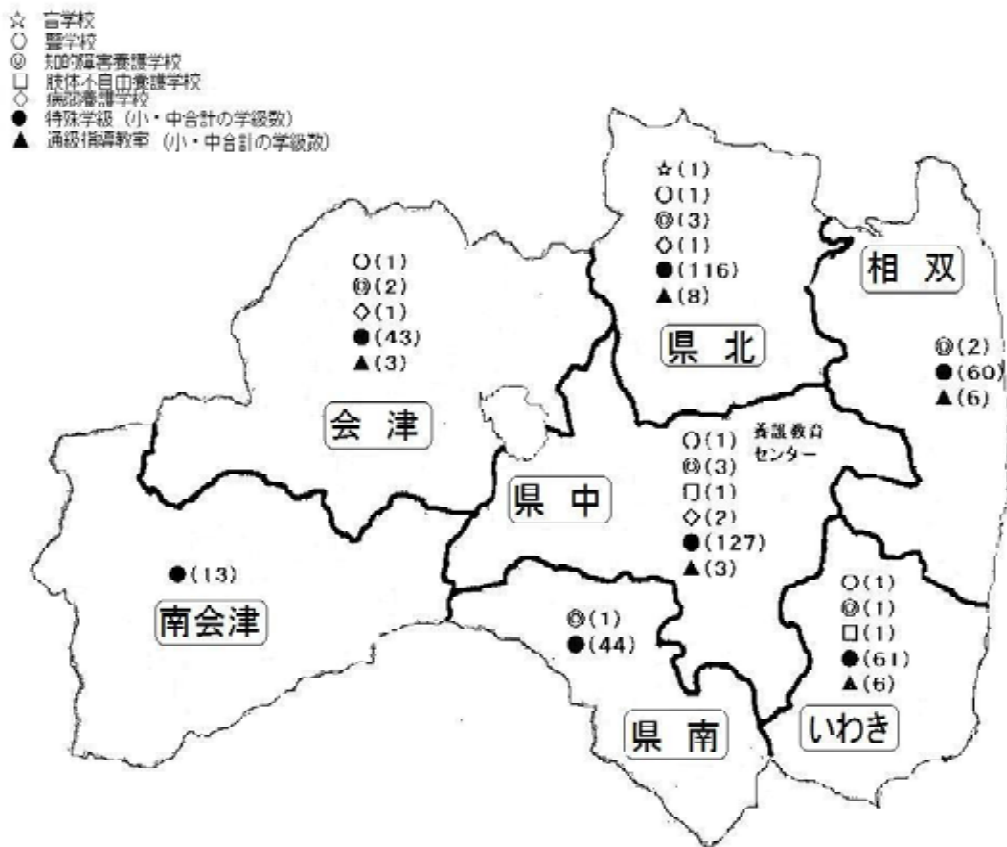
語注（第5節 障がいのある子どもたちが自立し社会参加する）

<p>通級指導教室</p>	<p>小・中学校の通常の学級で学んでいる障がいの軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいに応じた指導を受ける場を言う。</p>
---------------	---

障がい児等を対象とした教育相談件数の推移(H2～16)



◇特別支援教育関係機関・学校の配置状況(平成17年度)



(特別支援教育グループ調べ)

第6節 男女が共に学び共に生きる

男女平等の意識がしっかり根付いた社会への更なる飛躍が求められる中、男女が互いに対等な立場で理解し、助け合って自分らしく生きることが出来る社会を実現することが強く求められています。

このため、生涯にわたって人権を尊重する心や男女平等の意識を持って行動できるよう、あらゆる教育機会を通して、これからの男女共同参画社会に生きる感性や意識の涵養を図るとともに実践的な態度を育みます。

(6) 男女が共に学び
共に生きる

男女共同参画社会づくりの推進
男女共同参画社会に生きる感性や意識の涵養

項 目	具体的施策の方向
男女共同参画社会 づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 家庭・地域における男女共同参画に関する学習機会の充実 男女が互いに人権を尊重し、活力ある豊かな地域社会を形成する基盤づくりを進めるため、地域における課題解決的な学習機会を提供し、人材の養成と活用の在り方や地域の教育力の向上を研究する指導者の養成に努めます。
男女共同参画社会 に生きる感性や意識 の涵養	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 男女共同参画社会に生きる感性や意識の涵養 男女共同参画社会を主体的に生きる児童生徒を育成する観点から、学校教育全体を通して、男女が共に生き、共に学ぶことの大切さを実感できる感性や意識を涵養します。 ▶ 男女が協力して家庭生活を創造する能力や実践的態度の育成 男女が協力して家庭を築くことの意義や家庭の在り方等についての認識を深める「社会科」「公民科」「家庭科」等における学習を通して、男女が相互に協力し家庭や地域の生活を創造していく能力や実践的な態度を育みます。 ▶ 男女共同参画社会に生きる指導者の研修の充実 ジェンダー（社会的・文化的に作られた性別）に敏感な視点の定着と深化に資する各種研修等を通して、教職員一人ひとりの男女平等の理念に基づく教育についての理解を深めるとともに指導者としての資質向上を図ります。

第7節 世代を超えて共に生きる

少子化・核家族化・情報化などにより、子どもの人とのコミュニケーションのための能力が低下しているのではないかと指摘がなされています。

また、高齢化が進む中で、高齢者の豊かな経験と知識を学校教育に積極的に活用するため、これまで以上に世代を超えた交流を推進していく必要があります。

このため、学校において、学年間交流の機会や地域の様々な世代の人々と交流できる機会を拡充します。また、地域の文化・歴史を生かした世代間交流やスポーツ活動を通しての多世代交流を推進し、子どもから高齢者までが交流し多世代が共に生きる地域社会づくりに努めます。

(7) 世代を超えて共に生きる

学校における世代間・異年齢間交流の推進
地域の文化・歴史を生かした世代間交流の推進
芸術文化を共に創造する機会の拡充
スポーツを通しての多世代交流

項 目	具体的施策の方向
学校における世代間・異年齢間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の高齢者等との交流機会拡充 高齢者を大切にし、少子・高齢社会を共に生きていく姿勢を育むため、地域のお年寄りや幼児との交流学习を積極的に推進します。 ▶ 学年間交流及び小・中・高等学校間交流機会の拡充 互いに共感し共に学び合う姿勢を育むため、総合的な学習の時間や学校行事等において、異学年交流学习や小・中・高・養護学校等の交流及び共同学習を推進します。
地域の文化・歴史を生かした世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の児童生徒が参加する行事・風俗の伝承 年長者の指導・支援によって継承され児童生徒が主となって行われている地域の行事や風俗は、少子化の影響で、その存続が危ぶまれているため、地域の生活の核となる行事や風俗が絶えることのないようその伝承を図ります。 ▶ 多世代が参加する県民俗芸能大会の推進 世代による役割分担があり、地域全体で継承されている民俗芸能の継承に努めるため、多世代が参加して理解を深める機会となる県民俗芸能大会を推進します。 ▶ 伝統文化の多世代にわたる後継者の育成 伝統文化を継承することの重要性を各世代に周知する機会を拡充し、伝統文化の後継者を育成します。 ▶ 伝統文化の復活・公開 古老からの聞き取り調査等により、伝承が絶えてしまった県内の伝統文化の復活、公開を図ります。
芸術文化を共に創造する機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県芸術祭の拡充 世代を超えた様々な文化の交流を促進するため、全県的な文化交流の場である県芸術祭の拡充に努めます。 ▶ 文化活動への支援 文化を担う人づくりと、文化発信の機能を持つ文化イベントの開催について検討します。

	<p>また、(財)福島県文化振興基金と連携をとり、文化活動に対する支援に努めます。</p> <p>▶ 県総合美術展覧会・県文学賞の充実 青少年から高齢者までの幅広い世代からの応募を奨励するなど、県総合美術展覧会・県文学賞の充実に努めます。</p>
スポーツを通しての多世代交流	<p>▶ 多世代・多種目・多志向の総合型地域スポーツクラブの育成促進 子どもから高齢者まで誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブの育成に努め、世代間交流を図ります。</p>

〔語注〕(第7節 世代を超えて共に生きる)

総合型地域スポーツクラブ	詳細は40ページに掲載
--------------	-------------

舞台芸術公演の実施状況

		H12	H13	H14	H15	H16
本物の舞台芸術体験事業(H14~)	公立文化施設公演	-	-	9	5	5
	学校公演	-	-	4	8	10
芸術文化総合体験事業(H13のみ)		-	3	-	-	-
移動芸術祭巡回公演(~H12)		2	-	-	-	-
舞台芸術ふれあい教室(~H12)		3	-	-	-	-
家庭劇場		14	14	19	19	19
芸術鑑賞教室		4	6	-	-	-

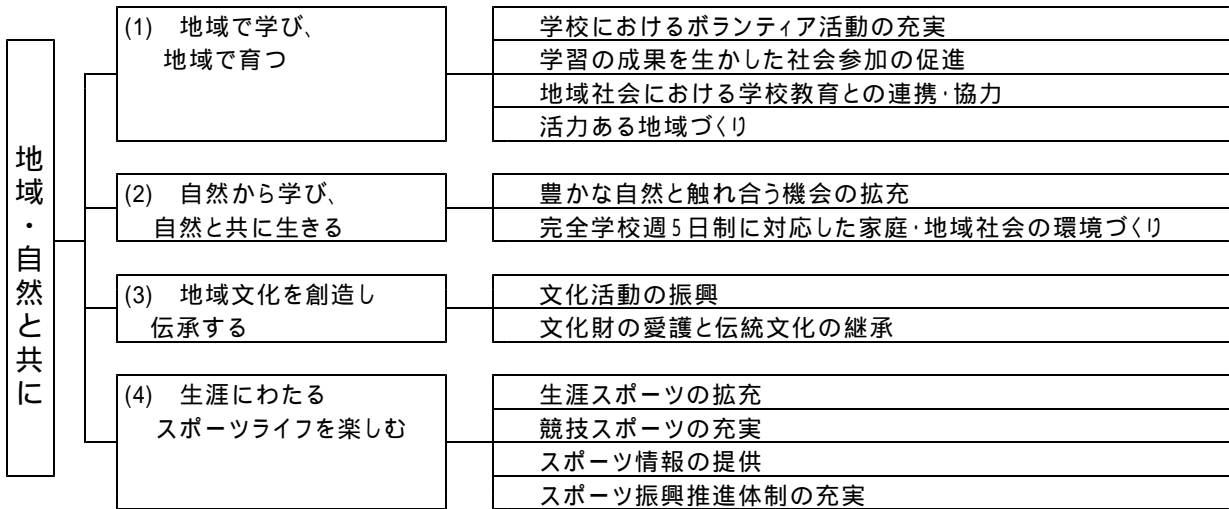
福島県総合美術展覧会出品作品数

H12	H13	H14	H15	H16
1,063	1,059	1,063	1,053	1,094

地域・自然と共に

視点 > < 将来の県民の姿 >

< 施策の概要(あらまし) >



第2章 地域・自然と共に

第1節 地域で学び、地域で育つ

核家族化・都市化・情報化や個人の価値観の多様化などにより、家族のつながりや地域社会における人間のつながりが薄れ、子育てに対する社会全体の連帯意識の低下が地域社会の教育力低下に結びついているとの指摘がなされています。

このため、地域における各種団体の活動に対する支援や地域における教育活動のための人材育成を通じ、地域における教育力の向上に努めるとともに、県民の教育に対する理解を深め、家庭・学校・地域社会が一体となって総合的な地域教育力の活性化に努めます。また、子どもは地域で学び地域で育つという重要な側面を持っていることを踏まえ、学校で身に付けた知識等を社会に還元するシステムについて検討を進めます。

(1) 地域で学び、 地域で育つ

学校におけるボランティア活動の充実
学習の成果を生かした社会参加の促進
地域社会における学校教育との連携・協力
活力ある地域づくり

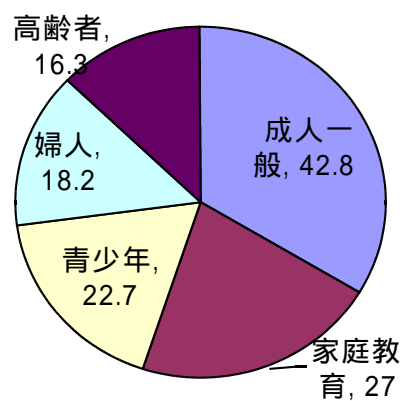
項 目	具体的施策の方向
学校におけるボランティア活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童生徒のボランティア活動に対する意識啓発 地域社会との連携の下、学校教育全体においてボランティア活動体験の場を積極的に活用し、ボランティア活動に対する児童生徒の意識啓発を推進します。 ▶ 地域社会と連携したボランティア活動体験の推進 地域の教育力を生かしながら学校教育やボランティア教育の充実を図るとともに、学校と地域社会が連携した各種ボランティア活動体験を推進します。 ▶ 人材バンク等による地域人材の活用推進 人材バンク等に登録された多様な技能・能力を有する地域人材の有効活用を通して、学校におけるボランティア活動の推進を図ります。
学習の成果を生かした社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生涯学習ボランティア活動の推進 県民の生涯学習を支援・促進するボランティア活動の指導者やコーディネーター、アドバイザー等の養成・確保を図るとともに、学校や社会教育施設等の活動の場の開発に努めます。 ▶ 社会参加活動の推進 生涯学習活動を通じて身につけた知識や技術を広くボランティア活動や地域社会の発展に生かすことができるシステムの構築など、学習成果の活用の充実に努めます。
地域社会における学校教育との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 異世代・異年齢間の交流機会の充実 異世代・異年齢間交流を通して、地域の活性化や青少年の健全育成に寄与できる学習機会の提供に努めます。 ▶ 地域の多様な教育力の活用 地域の人材情報の収集・提供を促進し、地域の人材が幅広く活躍できる環境の整備に努めるとともに、人的ネットワークを構築し、地域の教育機能の向上を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の教材・学習環境の積極的利用 学校が地域の社会教育施設や文化・スポーツ施設等を効果的に利用することができるよう、各施設と学校との連携・協力を図り、活用しやすいプログラムや教材の開発に努めます。 ▶ 教育に対する理解の啓発 「ふくしま教育の日」及び「ふくしま教育週間」の普及啓発等により、県民の教育に対する理解を深め、家庭、地域及び学校が一体となって教育に取り組む環境づくりに努めます。 ▶ 地域住民の学校運営への参画促進 地域に根ざした特色ある開かれた学校運営を推進し、学校、家庭、地域社会の連携・協力を強化するため学校評議員制度の充実に努めます。 ▶ 文化財センター白河館を活用した体験学習の推進 体験活動室や体験広場で、古代のくらしや技術を学ぶ体験学習を常時行うことができる県文化財センター白河館（愛称「まほろん」）において、文化財を活用した体験学習を推進します。 ▶ 博物館等と学校教育の連携推進 博物館等が持つ学習資源の有効活用を促進するため、博物館等と学校、関係機関等が連携・協力し、体験的学習の機会を提供できるよう条件整備に努めます。 ▶ ふくしま海洋科学館(アクアマリンふくしま)における体験活動の推進 参加体験型の展示を充実し、幼児期から小さいのちに触れることにより、自然の大切さといのちの尊さを実感させる活動を推進します。 ▶ 地域で学び地域へ奉仕するシステムの在り方の検討 子どもたちが学校や地域社会で身に付けた知識等を地域へ還元するシステムの在り方について、地域における奉仕活動の在り方を含めて検討します。
<p>活力ある地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会教育団体の連携と活性化 社会教育団体が行う事業活動の自主性を尊重しつつ、各団体との連携を図り、課題解決的な学習や地域活動への参加を促し、心豊かで活力ある地域づくりを支援します。 ▶ 社会教育団体指導者の養成と活用 関係機関・団体との連携を図り、指導者の組織的な活動への支援を通して、民間・各種団体指導者の広域的、効果的な活用を促進します。

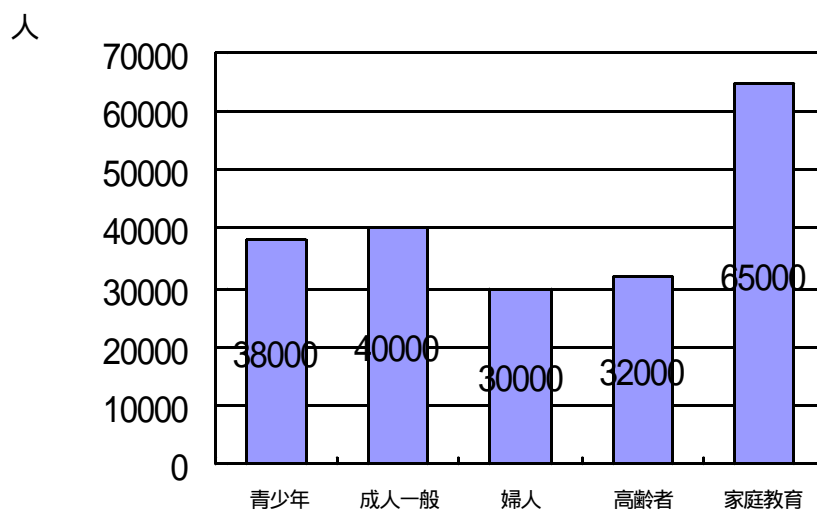
県内公民館における学級・講座の実施状況等（平成15年度）

（社会教育グループ）

対象別の学級・講座数
（%）



参加者数



第2節 自然から学び、自然と共に生きる

美しい山川と湖沼と海に恵まれたふくしまの自然に子どもが触れることにより、その厳しさといのちの尊さに気づき、感動・驚きを体感し、生きる力の柱である豊かな感性を育むとともに、自然や環境への生きた理解を深めていくことが大切です。

このため、学校・家庭・地域社会における教育をはじめ、あらゆる機会を通じて、子どもの豊かな自然と触れ合う時間を確保するなど、自然の家等の青少年教育施設の整備や学校外活動に関わる指導者の育成に努めます。

(2) 自然から学び、
自然と共に生きる

豊かな自然と触れ合う機会の拡充
完全学校週5日制に対応した家庭・地域社会の環境づくり

項 目	具体的施策の方向
豊かな自然と触れ合う機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 意識啓発と自然体験活動の充実 自然と共に生きる意識を醸成し、児童生徒が自然から様々なことを学ぶことができるよう、学校教育において、自然体験活動の機会の計画的確保に努めます。 ▶ 自然の家等社会教育施設における自然体験活動の充実 児童生徒が自然体験や集団宿泊活動等を通じて、様々な知識や経験を身に付けることができるよう、自然の家やふくしま海洋科学館等における自然体験活動事業の充実に努めます。 ▶ 地域の実状を踏まえた環境に関する学習の充実 地域の環境を生かした学習教材の開発や、里山などの自然と触れ合う学習プログラムを工夫し、児童生徒が興味と意欲を持って取り組む環境教育を充実します。
完全学校週5日制に対応した家庭・地域社会の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自然から学ぶ学習機会の拡充 自然の家等の青少年教育施設による自然体験活動事業の拡充を図るとともに、関係機関との連携による自然体験の場を設けることに努めます。 ▶ 学校外活動充実のための家庭・地域社会の環境づくり 学校・家庭・地域社会の連携の下、子どもたちの豊かな心や生きる力を育むため、学校外活動に関わる指導者の育成とその成果を共有する場を設けます。

第3節 地域文化を創造し伝承する

地域において人々が誇りを持って生きるとともに、心の豊かさを実感できる地域づくりのためには、個性あふれる地域文化を創造していくことが必要です。

このため、先人たちが残したふくしまの文化をさらに豊かなものへと育み、新たなふくしまの文化が創造されるよう、優れた地域文化に触れる機会や日ごろの文化活動の成果を発表する機会を拡充するとともに、個性あふれる地域文化の県内外での交流が推進されるよう努めます。また、文化財を活用したふるさとづくりのため、文化財愛護の精神の高揚を図ることを通じて、「心のふるさと」とも言うべき郷土に伝えられる地域の貴重な文化財の保護・保存や、地域の人々が地域の文化財に親しむ機会の拡充を図ります。

(3) 地域文化を創造し
伝承する

文化活動の振興
文化財の愛護と伝統文化の継承

項 目	具体的施策の方向
文化活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 優れた文化に触れる機会の拡充 県文化センターや県立美術館、県立博物館などの文化施設において、舞台芸術や音楽、美術などの優れた文化の鑑賞機会の拡充に努めます。 また、鑑賞機会の少ない地域において、県総合美術展覧会の巡回展や家庭劇場の実施など、鑑賞機会の確保に努めます。 ▶ 日ごろの文化活動の成果発表の機会拡充 地域や世代、ジャンルを超えた様々な文化交流を促進するため、全県的な文化交流イベントとしての県芸術祭の内容の充実に努めるとともに、県総合美術展覧会や県文学賞など、日ごろの文化活動の成果発表の機会の拡充に努めます。 ▶ 文化に関する情報提供システムの構築と活用の推進 インターネットなどを活用して、文化イベントや文化施設に関する情報を提供するシステムの整備を進めます。 また、県文化財センター白河館（愛称「まほろん」）における文化財センターデータベース及び文化財情報のインターネットを通じた公開を行います。 ▶ 全国規模の文化イベントの開催と検討 本県の優れた合唱活動の更なる発展を図り、本県合唱を全国に発信するため、声楽アンサンブルコンテストの全国大会を開催するとともに、全国高等学校総合文化祭の本県開催に向けた誘致活動に取り組みます。また、本県の優れた文化活動を全国に発信するとともに、新たに文化活動に取り組む契機となる全国規模の文化イベントの本県開催について検討を進めます。 ▶ 文化活動を行う県民・団体への支援 県民の自主的で活発な文化活動を促進するため、(財)福島県文化振興基金の助成事業の充実に努めるとともに、国の芸術文化振興基金や民間企業の行う助成等について周知し、その活用を促進します。 ▶ 県・市町村・文化団体・他県との連携 県民の文化活動を支援するため、県と市町村の文化行

	<p>政に関する情報交換、相互研修の推進を図ります。 また、隣接県の文化団体との文化交流事業を推進し、本県の特色ある文化を県内外に発信するとともに、文化団体の相互交流と連携に努めます。</p>
<p>文化財の愛護と 伝統文化の継承</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県及び市町村における専門職員の確保 各種の開発から文化財を保護するためには、保存協議や調査など、文化財に対する専門的な知識が求められるため、県及び市町村における専門職員の確保に努めます。 ▶ 近代遺跡と近代化遺産、民俗文化財などの調査 近代遺跡と近代化遺産及び民俗文化財は、今日の社会環境の急激な変化の中で、本来の姿を保持することが困難になってきているため、保存・活用と地域の活性化を図るための調査を実施します。 ▶ 文化財指定による保護・保存の推進と積極的な活用 県内に数多く存在する歴史的、芸術的または学術的な価値を持つ文化財のうち特に重要なものを選び、国、県及び市町村がそれぞれ重要文化財等として指定し、その保護・保存、積極的な活用に努めます。 ▶ 復元を含めた史跡等の整備推進と積極的な活用 地域の歴史、文化等を理解する上で欠かすことのできない国・県指定史跡等の文化財を保存・活用するため、計画的整備活用と公開を図ります。 ▶ 県民俗芸能大会の推進 県内に継承されている価値の高い民俗芸能を広く公開して民俗芸能に対する県民の認識を深めるとともに、保護団体と協力して記録保存を図り、その継承に努めます。 ▶ 伝統的な工芸技術の後継者の育成 県内に継承されているからむし織や和紙づくり等の伝統的な工芸技術について、地域おこしの核としての役割を担うことができるよう後継者育成を図ります。 ▶ 無形の文化財の記録・保存 生活基盤の変化に伴い伝統的な技法が変形したり、消滅の危機に瀕している工芸技術や年中行事等の風俗習慣・民俗芸能等の無形の文化財について、その聞き取り調査や映像記録等を行い、今後の継承に努めます。

語注 (第3節 地域文化を創造し伝承する)

<p>近代遺跡調査</p>	<p>我が国の近代の歴史を理解する上で欠くことのできない重要な遺跡調査。(例：鉱山、鉄道等)</p>
<p>近代化遺産調査</p>	<p>主として近代的技術によって造られた産業・交通・土木に関する構築物の調査。</p>

第4節 生涯にわたるスポーツライフを楽しむ

スポーツは、心身両面にわたる健康の保持増進、青少年の心身の健全な発達促進、共同体としての地域社会の活性化など様々な重要な役割を担うことから、生涯にわたってスポーツを楽しむことができるような環境を整備することが重要です。

このため、総合型地域スポーツクラブの育成などを通じ、生涯にわたり誰もがスポーツに親しむことができるよう環境の整備に努めるとともに、国際大会や全国大会で活躍できる選手の育成をはじめとした競技力の向上を図り、県民が自信や活力に満ちた生活が送れるよう競技スポーツの振興に努めます。

(4) 生涯にわたる
スポーツライフを楽しむ

生涯スポーツの拡充
競技スポーツの充実
スポーツ情報の提供
スポーツ振興推進体制の充実

項 目	具体的施策の方向
生涯スポーツの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総合型地域スポーツクラブの育成促進 市町村生涯スポーツ担当者等で組織する地区別連絡協議会を充実するとともに、地域住民に対する啓発活動を促進し、だれもが生涯の各時期にわたりスポーツに親しむことができる住民主体の総合型地域スポーツクラブの育成に努めます。 ▶ 広域スポーツセンターの充実 総合型地域スポーツクラブの育成・定着を促進する広域スポーツセンターを充実し、クラブ設置の中心となるクラブマネージャーの育成やクラブの創設・運営についての支援に努めます。 ▶ 高齢者や障がい者のスポーツの充実 総合型地域スポーツクラブにおける幅広いプログラムの提供や指導者の養成・確保を図り、高齢者や障がい者がさらに活動しやすい環境の整備に努めます。 ▶ スポーツボランティアの養成・活用 スポーツにおけるボランティア活動を推進するシステムの整備・充実を図り、スポーツボランティアの養成・確保に努めます。
競技スポーツの充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各競技団体の一貫指導体制の整備 指導理念や指導内容を示した一貫指導システムを確立し、長期的な展望のもと、競技者を組織的・計画的に育成する体制の整備に努めます。 ▶ 国際大会・全国大会で活躍するトップレベルの競技者の育成 一貫指導体制の充実を図る中で、個々の体力や競技力のデータベース化を促進し、将来性豊かな競技者の発掘・育成・強化に努めます。 ▶ トップレベルの指導者の養成 中央講習会や海外研修等に指導者を派遣し、高度な専門的能力を有する指導者の養成に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 強化拠点の整備・充実 競技別強化拠点推進委員会を設置し、競技団体、市町村、学校、企業等との連携を促進し、強化拠点の整備・充実に努めます。 ▶ 国際大会・全国大会の誘致・開催 各種競技の大規模な大会を開催し、スポーツを見る機会の充実を図り、県民のスポーツへの関心を高めるとともに、競技人口の拡大に努めます。
スポーツ情報の提供	▶ 研究機関・医療機関等と連携し、スポーツ医・科学の研究の促進を図るとともに、インターネットによるスポーツに関する各種情報提供の充実に努めます。
スポーツ振興推進体制の充実	▶ 県体育協会等の団体や市町村、大学、医療機関等の関係機関と連携し、総合的なスポーツの振興を図ることのできる推進体制の整備に努めます。

〔語注〕（第4節 生涯にわたるスポーツライフを楽しむ）

総合型地域スポーツクラブ	<p>地域住民が自主的に運営し、子どもから高齢者、障がい者まで様々なスポーツを愛好する人々が参加できる総合的なスポーツクラブで以下の特徴をもっている。</p> <p>複数の種目が用意されている。 地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて、いつまでも活動できる。 活動拠点となるスポーツ施設・クラブハウスがあり、定期的・計画的なスポーツ活動を行うことができる。 質の高い指導者の下、個々のスポーツニーズに対応した適切な指導が行われる。 地域住民が主体的に運営する。</p> <p>（本県の総合型地域スポーツクラブのとりえ方）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主運営ができるクラブ ユニバーサルな活動が可能なクラブ 地域の人々が集うクラブ 自分に適したスポーツ活動ができるクラブ 競技力が向上するクラブ 地域の特性を生かすことのできるクラブ
広域スポーツセンター	「うつくしまスポーツプラン2010」に基づき、総合型地域スポーツクラブの創設、定着に向けた活動の推進はもとより、広域市町村圏内のスポーツ活動全般について効果的に支援するために、県内4箇所に設置されている。（うつくしま・中通り・浜通り・会津広域スポーツセンター）

社会体育行事の開催状況

平成16年度スポーツグループ調査

	開催回数	参加人数 (延べ人数)	型別開催平均回数			
			全体	市	町	村
競技型	833	169,331	9.4	17.2	9.6	6.0
レクリエーション型	183	137,394	2.1	3.9	2.3	1.0
野外活動型	59	4,598	0.7	0.9	0.7	0.6
トレーニング型	257	7,291	2.9	8.6	2.7	1.1
テスト型	54	2,611	0.6	0.5	0.8	0.3
学習型(スポーツ教等)	1,838	139,508	20.7	52.6	18.9	12.3
その他	119	27,319	1.3	0.4	1.5	1.4
合計	3,343	488,052	37.6	84.1	36.4	22.6

本県における総合型地域スポーツクラブ設立状況(26市町村31クラブ)

年度	設立数	設立クラブ名
平成11年度	2	西会津スポーツクラブ(西会津町)、はらまちふれあいスポーツクラブ(原町市)
平成12年度	3	檜枝岐スポーツクラブ(檜枝岐村)、NPO法人双葉ふれあいクラブ(双葉町)、ひがしスポーツクラブ(東村)
平成13年度	4	太田大甕スポーツクラブ(原町市)、NPO法人エフ・スポーツ(福島市)、フィットネス本郷(会津本郷町)、大槻ふれあいスポーツクラブ(郡山市)
平成14年度	11	あづまスポーツクラブ(福島市)、ならはスポーツクラブ(檜葉町)、ひのきスポーツクラブ(田島町)、UFOの里ふれあいスポーツクラブ(飯野町)、いわしろふれあいスポーツクラブ(岩代町)、NPO法人勿来スポーツクラブ(いわき市)、NPO法人福島スポーツネット(福島市)、NPO法人そうま中央スポーツクラブ(相馬市)、かつらおスポーツクラブ(葛尾村)、たまかわ元気スポーツクラブ(玉川村)、NPO法人さくらスポーツクラブ(富岡町)
平成15年度	7	NPO法人いわきクラブ(いわき市)、東和さわやかスポーツクラブ(東和町)、総合型地域スポーツクラブバンピィ(会津坂下町)、田島町スポーツクラブ(田島町)、てんえいスポーツクラブ(天栄村)、NPO法人会津磗漕会(高郷村)、いいたていきいきクラブ(飯舘村)
平成16年度	4	カメリーナススポーツクラブ(猪苗代町)、謹教スポーツクラブ(会津若松市)、あだちスポーツクラブ(安達町)、滝根いきいきクラブ(田村市:旧滝根町)
合計	31	

<平成17年3月31日現在>

新世紀と共に

< 視点 >

< 将来の県民の姿 >

< 施策の概要(あらし) >

新世紀と共に	(1) 高度情報通信社会を 創造的に生きる	情報教育の充実 情報活用に関する学習機会の提供 情報利用環境の整備・充実
	(2) 国際社会を主体的に 生きる	自国文化の理解と国際理解教育の推進 地球市民意識の醸成 国際交流の推進
	(3) 未来の子どもたちに 美しい地球を伝える	循環型社会に対応した環境教育・学習の推進 行動力を育む環境教育・学習の推進
	(4) 少子・高齢社会を 夢を持って生きる	少子社会がもたらす教育に関する課題への対応 高齢者と共に生きる意識の涵養と交流機会の拡充
	(5) 豊かな科学的素養 を身に付ける	理数教育の充実・科学技術教育に関する学習の振興 最先端の科学技術に触れる機会の拡充

第3章 新世紀と共に

第1節 高度情報通信社会を創造的に生きる

情報通信技術の発展により、多様な情報への効率的なアクセス、距離的・時間的制約を克服したコミュニケーションや双方向での情報交流などがもたらされ、人間の知的・創造的活動に飛躍的な広がりをもたらすものとして期待されています。一方、情報化の影の部分の一つとして、情報活用の際のモラルの問題や、他者(家族、友人、教師等)との関係の希薄化による「触れ合い」不足も指摘されています。

このため、高度情報通信社会に生きる子どもたちの情報活用能力や情報に対する倫理観の育成に努めます。また、県民の知的・創造的活動を支援するため、教育情報等のデータベースやネットワークの構築など、人的環境を含めた情報利用環境の整備に努めます。

(1) 高度情報通信社会を創造的に生きる

情報教育の充実
情報活用に関する学習機会の提供
情報利用環境の整備・充実

項 目	具体的施策の方向
情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報活用能力(情報リテラシー)の育成 高度情報通信社会に生きる児童生徒が情報を正しく活用できるよう、発達段階に応じた体系的な情報教育の充実を図り、児童生徒の情報活用能力を高めます。 ▶ 情報に関するモラルの育成 児童生徒一人ひとりが情報の発信者・受信者・利用者となる高度情報通信社会を生きていくため、情報を正しく活用する能力や、情報に関するモラルを身に付け情報社会に健全に参画する基本的な態度を育成する教育を推進します。 ▶ 情報教育指導者の養成 学校における情報教育の効率的な実施を図るため、情報教育に関する教員研修の充実を図るなど、情報教育に携わる指導者の育成を推進します。 ▶ 生涯学習行政に携わる職員等の研修の充実 生涯学習行政に携わる職員、特に生涯学習関連施設の職員が、幅広い情報活用能力を身に付けて県民からの相談等に対応するため、情報活用能力に関する研修拠点として生涯学習関連施設を活用し研修機会を増やすなど研修体制の整備・構築に努めます。
情報活用に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報活用能力を身に付けるための学習機会の提供 県民一人ひとりが情報通信技術を活用できる力を身に付け情報社会からの恩恵を受けることができるよう、生涯学習関連施設において、情報活用能力を身に付けることを支援するための研修講座の実施など学習機会の提供に努めます。 ▶ 教育や生涯学習に関する情報の収集とデータベースの構築 学校教育や生涯学習に関する各種情報の収集とデータ

	ベースの構築等を通して、高齢者や障がいを持つ人を含めすべての人が快適に利用できる情報提供環境の整備に努めます。
情報利用環境の整備・充実	<p>▶ 情報ネットワークの構築と活用推進 児童生徒及び教育関係者の情報活用を支援するため、人的環境を含めた情報通信ネットワーク基盤の構築と、学校及び教育関係機関の情報利用環境の整備・充実に努めます。</p> <p>▶ 生涯学習関連施設の情報化の推進 図書館・博物館等の学習資源をデジタル化することや、情報機器・ネットワーク環境を備えたメディア教育センター機能を持つ高機能な施設の整備を検討するなど、県民の誰もが情報活用能力を身に付ける機会を確保できる環境整備に努めます。</p>

〔語注〕（第1節 高度情報通信社会を創造的に生きる）

情報リテラシー (literacy)	リテラシーは、本来、「読み書きの能力。識字率。教養があること。堪能なこと。」という意味を持つが、近年、「コンピュータ・リテラシー」「情報リテラシー」といった使い方が見られ、コンピュータや情報を使いこなす能力を表す。
データベース (data base)	コンピュータによる情報処理で、検索・更新などに便利なように有機的・効率的に収集・整理された情報の集まりのこと。データバンク。

インターネット（高速回線）接続状況（平成16年度）（％）

小学校	中学校	高等学校	盲聾養護学校
79.7	85.0	97.9	100

第2節 国際社会を主体的に生きる

インターネットの急速な普及や移動手段の発達などによって、急激に国際化が進展し、県民一人ひとりのレベルでも、諸外国の人々や文物と直接的・間接的に接触する機会が一層増大し、外国の異なる文化がより身近な存在になってきています。

このため、県民一人ひとりが福島県人として、また、日本人としての自覚や伝統文化に対する誇りと愛情を持って国際社会を主体的に生きていくことができるよう、我が国の文化に対する理解を深める教育、外国語によるコミュニケーション能力を高める取組みや、異なる文化や習慣を持った人々と共に国際社会を主体的に生きるための資質・能力を育む取組みなどを推進します。

(2) 国際社会を主体的に生きる

自国文化の理解と国際理解教育の推進
地球市民意識の醸成
国際交流の推進

項 目	具体的施策の方向
自国文化の理解と国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自国・郷土文化への理解と異文化理解の推進 我が国や郷土の歴史や文化・伝統に対する理解を深めるとともに、広い視野を持って異文化を理解し、これを尊重する態度や、異なる文化を持つ人々と共に生きていく資質や能力を育成する教育を推進します。 ▶ 実践的コミュニケーション能力を育成する外国語教育の充実 児童生徒が生きた言語を学ぶ機会を豊富に提供し実践的コミュニケーション能力を高めるため、外国語指導助手(A L T)の招致人数の拡大を図るとともに、多様な英語の学習機会を提供し、英語が使える人材の育成を図ります。 ▶ 総合的な学習の時間を活用した英語学習の展開 国際理解教育の一環として英会話等を取り入れた学習活動を展開するなど、外国人や外国語に親しむ機会の充実を図り、国際社会を主体的に生きていくために必要な資質の基礎を培います。 ▶ 国際人育成を目指した人材育成 様々な機関との連携を軸にした中高一貫教育を実施し、論理的思考力、豊かな人間性・社会性を育む総合的な教育により、国際的視野に立って社会をリードする人材を育成します。
地球市民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県内に在住する外国人や留学生と県民の交流広場を設けるなど、参加型地球市民教育の充実について検討を進めます。
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公民館等における国際交流学習の推進、ユネスコ活動の推進 公民館等における各種学級・講座の活用により、国際理解に関する学習や交流を推進するとともに、県民や青少年のユネスコ活動への参加促進を図り、国際協力・貢献活動の普及に努めます。

- ▶ **スポーツ交流の推進**
指導者や競技者の海外派遣や招致により、指導法の研修や親善試合等のスポーツ交流を推進するなど、スポーツ振興の観点からの国際交流に努めます。
- ▶ **文化交流の活発化**
国際文化交流の推進のため、海外における発表会に参加する団体・個人に対する助成事業の充実に努めます。
また、県芸術祭などの文化イベント等を通して県内に在住する外国人との文化交流を促進するとともに、県立美術館・県立博物館における外国の優れた文化の展示などにより、県民が外国の優れた芸術文化に接する機会の拡充に努めます。

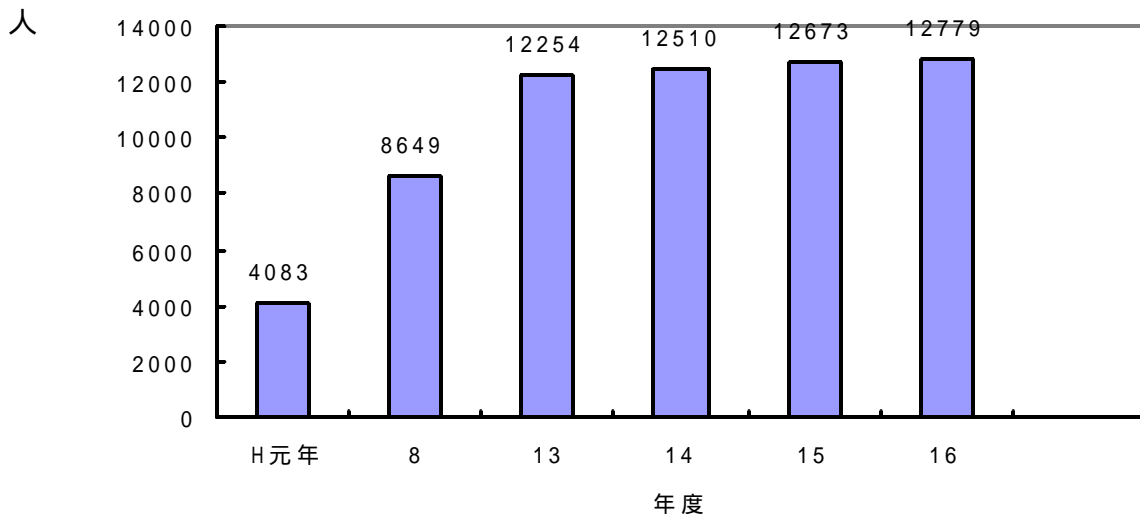
（ 語 注 ）（第2節 国際社会を主体的に生きる）

ALT (Assistant Language Teacher) 外国語指導助手。日本人外国語教員と協力して行う協同授業(チーム・ティーチング)で活躍している。

語学指導等を行う外国青年招致事業による年度別英語指導助手配置状況

年 度	S 62	H 2	8	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7
A L T人数	5	1 2	1 5	1 8	1 8	1 8	2 8	2 8

外国人登録者数の推移



第3節 未来の子どもたちに美しい地球を伝える

現在、二酸化炭素排出量の増加・オゾン層破壊・酸性雨・地球温暖化問題等、様々な地球規模の環境問題の解決に向けて、国連をはじめ様々な世界的取組みがなされています。本県においても、森・川・海を一体としてとらえた循環の理念の具現化や、環境への負荷の少ないライフスタイルの確立が大切になってきています。

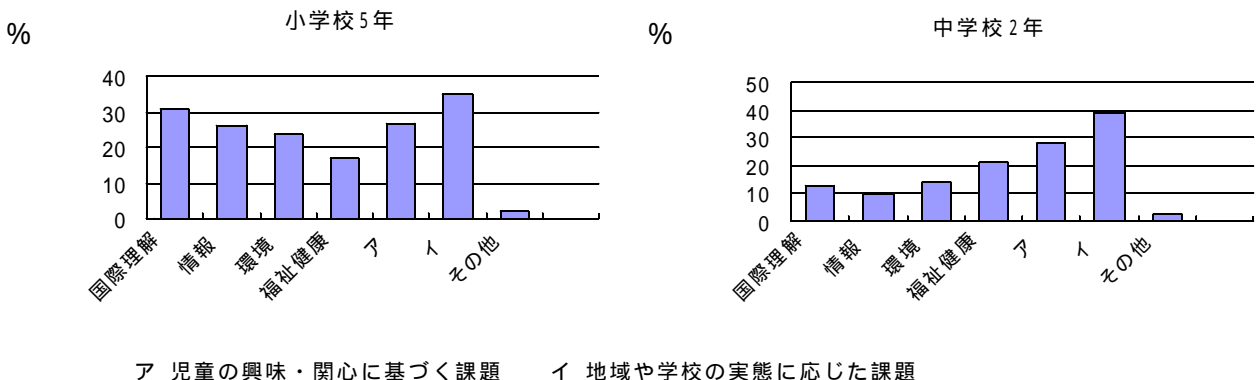
このような中、地域を愛し、郷土を愛し、国を愛し、地球を愛する人間の育成を目指し、子どもの発達段階に合わせ、体験・参加型の教育などにより、学校教育における環境教育の充実を図ります。

(3) 未来の子どもたちに美しい地球を伝える

循環型社会に対応した環境教育・学習の推進
行動力を育む環境教育・学習の推進

項目	具体的施策の方向
循環型社会に対応した環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ エコライフ運動に関わる環境教育の充実 循環型社会の理念に基づき、資源活用と環境保全との関係や資源リサイクルの仕組みなどについての学習プログラムを開発したり、児童生徒が地球温暖化防止に取り組んだりするなど、学校教育における環境教育の充実に努めます。 ▶ 環境教育支援事業の充実 環境教育を推進する学校に対して、環境教育コーディネーター派遣事業やふくしまの自然環境こども博士事業など、環境教育を推進する学校を積極的に支援するとともに、学校と環境ボランティア団体、民間企業、自治体等との連携を図ります。
行動力を育む環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 体験・参加型の環境教育の充実 本県の地域特性を踏まえた環境保全の在り方について理解を深めるため、環境教育コーディネーター派遣事業やふくしまの自然環境こども博士事業などにより、学校や地域において、県内の水辺や森林空間などを活用した体験的、実践的な環境教育の充実を図ります。 ▶ 次世代への環境保全に向けた行動力の育成 環境保全活動に実践的に取り組む地域の団体や子どもたちを養成するための研修の機会を充実するとともに、自主的な環境保全活動の中核となる人材育成を図ります。

総合的な学習の時間の学習内容



第4節 少子・高齢社会を夢を持って生きる

少子・高齢化が進む中、21世紀において、夢ある家庭づくりや子育てができ、また、多世代の人々が共に夢を持って暮らすことができるよう、子どもたちが各発達段階において子育てについて正しく理解するとともに、高齢社会における介護や福祉についての意識の涵養に努めることが必要です。

このため、子どもたちが子育てについて正しく理解し、将来親となる上での自覚を深めるとともに、少子社会を生きる若い世代と高齢世代との相互交流を図る教育や、学校や地域におけるボランティア活動体験などを通じた学習・教育の充実に努めます。また、子育てを積極的に支援するためネットワークづくりを支援します。さらに、高齢者が長年培ってきた貴重な体験などを社会に還元し、生きがいを持って生活できるよう、高齢者の学習機会の充実に努めるとともに子どもたちと高齢者等との交流機会の拡充に努めます。

(4) 少子・高齢社会を夢を持って生きる

少子社会がもたらす教育に関する課題への対応
高齢者と共に生きる意識の涵養と交流機会の拡充

項 目	具体的施策の方向
<p>少子社会がもたらす教育に関する課題への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子育て支援の充実 公民館や学校の余裕教室等に子育てひろばを開設し、近隣の親子が自由に集い、親同士の情報交換や仲間づくりを行う地域のネットワークづくりを行うとともに、男女が共に関わり合う家庭教育講座の拡充に努めます。 ▶ 家庭の在り方や親の役割等に関する学習の充実 「家庭科」等において、家庭の在り方を考え、子どもの成長発達に果たす親の役割等について理解を深める学習の充実に努めます。 ▶ 少子・高齢社会に関する学習の充実 「社会科」「公民科」「家庭科」等における少子・高齢社会に関する学習、「保健体育科」における心身の発育や性に関する学習等の教科や特別活動等を教育課程全体の中で適切に位置付けるとともに、地域における子育て活動の取組みと連携して、少子・高齢社会に関する学習の充実に努めます。 ▶ 中・高校生の体験学習の充実 中・高校生の保育所等での体験学習を通して、将来親となる上での自覚を深めるとともに、少子社会を生きる若い世代と高齢世代との相互交流を図る教育の充実に努めます。 ▶ 異年齢集団による活動の推進 少子化や情報化等の進行とともに減少している子ども同士の切磋琢磨の機会の拡充を図るため、特別活動や総合的な学習の時間等を活用した異学年交流、学校間交流等を推進します。 ▶ 学校・学級の小規模化に対応した教育活動展開 インターネット等を利用した他校との交流や隣接校との交流等を通して、地域の状況によって生じる学校・学級の小規模化の特徴を生かした教育活動の展開を図ります。 ▶ 保育所・幼稚園・小学校の連携強化

少子社会がもたらす教育に関する課題について理解を深めるため、情報交換・合同研修会などを実施するなど、保育所、幼稚園、小学校の連携強化に努めます。

高齢者と共に生きる意識の涵養と交流機会の拡充

- ▶ 介護や福祉などに関するボランティア活動体験の推進
学校・地域社会において介護や福祉に関する社会体験的活動の機会を充実し、高齢者を大切にし、共に生きていこうとする子どもたちの意識の涵養に努めます。
- ▶ 子どもたちと高齢者等との交流機会の拡充
高齢者が長年培ってきた貴重な体験などを社会に還元し、生きがいを持って生活することができるよう、市町村、学校、社会教育関係団体に高齢者の人材活用を奨励し、世代間交流事業など交流機会の拡充を図ります。
- ▶ 高齢者に関する学習の充実
高齢者の心身の特徴と生活及び高齢者の福祉についての学習の充実に努めます。
- ▶ 高齢者の学習機会の充実
高齢者の高度で多様な学習ニーズに応え、高齢者が夢を持って生きることができるよう、社会の変化に即した社会生活上の能力を高める専門的・実践的な学習機会の拡充を図ります。

第5節 豊かな科学的素養を身に付ける

21世紀の社会の持続的発展を維持する上で、科学技術は極めて重要な役割を果たすものです。子どもたちの、科学技術離れの傾向が指摘される中、理科や科学技術に対する興味・関心を高めて、科学的なものの見方や考え方などの科学的素養を身に付けることが重要となっています。

このため、学校や地域において科学技術に造詣の深い専門家の話を聞いたり、先端的な科学技術等に触れる機会を設けるなど、科学に対する子どもたちの興味・関心を高めるとともに、積極的に問題解決的な学習や体験的学習を取り入れ、理数教育や科学技術に関する学習の充実に努めます。

(5) 豊かな科学的素養を身に付ける

理数教育の充実・科学技術教育に関する学習の振興
最先端の科学技術に触れる機会の拡充

項 目	具体的施策の方向
理数教育の充実・科学技術教育に関する学習の振興	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 探究的・体験的活動を通じた科学的素養の育成 児童生徒の能力・適性、興味・関心等に応じ、問題解決的な学習や体験的学習を通して科学的に調べる能力・態度を育て、科学的なものの見方や考え方などの豊かな科学的素養を育成する教育を推進します。 ▶ 指導法の改善充実 観察・実験や課題学習などを通して児童生徒の知的好奇心や学習意欲を高め、理科や科学技術を好きになる指導の工夫改善に努めることなどにより、理数教育の一層の充実に努めます。
最先端の科学技術に触れる機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 先端的な各種研究・学習施設等との連携 豊かな創造性を培い、科学技術への正しい理解を深めるため、先端的な各種研究・学習施設等との連携を図るとともに、科学技術に造詣の深い研究者等との交流を通して、子どもたちが楽しみながら最先端の科学技術に触れることのできる機会の拡充に努めます。

学びの環境づくり

< 視点 >

< 将来の県の姿 >

< 施策の概要(あらまし) >

学びの環境づくり	(1) 生涯を通して学習することができ、その成果が適切に評価される環境	生涯学習推進拠点機能の整備 学習機会の充実と学習成果の評価・活用 生涯学習に関する情報の収集及び提供 生涯学習に関する指導者の育成 生涯学習相談体制の充実 高等教育機関・民間事業者及びNPO等市民団体との連携 社会教育を担う人材の育成 社会教育施設・設備の整備・充実と活用
	(2) 新世紀に対応した安全で気持ちよく学べる学習空間	市町村立学校の施設・設備の整備促進 県立学校の施設・設備の整備・充実 学校施設のユニバーサルデザイン化推進 社会の変化に対応した学校づくり
	(3) 心を耕す文化空間、スポーツライフを実現するスポーツ空間	文化活動の発表と参加の場の整備 文化財の保存と公開の場の整備 県立美術館・博物館の整備・充実 スポーツ空間の創出
	(4) 子どもたちと共に自らを磨き続ける教職員	教職員研修の充実 現職教育の充実 研修体制の整備・充実 教育センター等の研修機能の強化
	(5) 教職員の意欲を高める人事管理	教職員の人事管理の改善 管理職人事の改善 教職員評価システムの導入 優秀教職員表彰制度 指導力不足教員等への対応 教職員の健康管理
	(6) 社会の変化に対応した学校改革	学校規模の適正化 学校・学科の適正配置 少人数学級の充実 高等学校入学者選抜等の改善 障がいの多様化、重度・重複化に対応した環境の整備 学校運営面の体制強化 学校の施設・機能の開放の促進 中高一貫教育の推進

第4章 学びの環境づくり

第1節 生涯を通して学習することができ、その成果が適切に評価される環境

社会の成熟化を背景に、県民の学習意欲が高まる中、いつでも、どこでも、だれでもが、生涯を通して学習することができる環境づくりを進めるとともに、学習の成果が適切に評価・活用されるシステムを整備することが必要です。また、学んだ知識、技術、文化などが時間的・空間的に循環する「学びがめぐる学習空間・ふくしま」の実現が求められています。

このため、広域的な学習圏の構築を目指し、生涯学習推進拠点機能の整備を図るとともに、情報の提供や指導者の育成、学習相談の実施など中核機能を整備します。また、より高度で専門的な学習ニーズに対応するため、高等教育機関等との連携を進めるとともに、社会教育施設の充実に努めます。

(1) 生涯を通して学習することができ、その成果が適切に評価される環境

生涯学習推進拠点機能の整備
 学習機会の充実と学習成果の評価・活用
 生涯学習に関する情報の収集及び提供
 生涯学習に関する指導者の育成
 生涯学習相談体制の充実
 高等教育機関・民間事業者及びNPO等市民団体との連携
 社会教育を担う人材の育成
 社会教育施設・設備の整備・充実と活用

項 目	具体的施策の方向
生涯学習推進拠点機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総合的に県民の学習機会の拡充を図り、市町村や民間事業者等との連携・協力体制を充実させ、生涯学習を推進するための拠点となる生涯学習に関する機能の整備を進めます。
学習機会の充実と学習成果の評価・活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広域学習圏ネットワークの形成 多様化・高度化・広域化する県民の学習需要に対応するため、市町村との連携を図り、広域的な学習圏を形成し、そのネットワーク化を図ります。 ▶ 県民カレッジの推進 県や市町村、大学、民間事業者などが提供する学習機会を体系化するなど、全县を対象とした県民カレッジを推進します。 ▶ 学習プログラムの研究、企画 県民の学習ニーズに即し魅力ある学習機会を提供できるよう、学習者の立場に立った教材の制作や現代的課題に対応するための学習プログラムの研究開発に努めます。 ▶ 評価・活用支援システムの研究 学んだ成果を地域社会の様々な活動に生かしていくため、生涯学習関連事業を実施する機関との連携により、学んだ成果が広く社会で認められるとともに受講生が自主的に講座を開設することができる、評価・活用支援システムの在り方について研究します。
生涯学習に関する情報の収集及び提供	<ul style="list-style-type: none"> ▶ まなびとファインダーの運営管理と活用促進 学習者が必要とする情報を迅速・的確に提供するため、システムのデータベースの充実やその活用促進に努め、

	<p>県民の学習活動を支援します。</p>
<p>生涯学習に関する指導者の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生涯学習に関する指導者養成研修 県民の多様な学習活動を支援するため、指導者の養成と資質の向上に努めます。 ▶ ボランティア・コーディネーターの養成 ボランティア活動そのものが自己実現につながる生涯学習であるという観点から、ボランティア活動をしたい人とそれを受け入れたいとする側を総合的に調整し、活動を通じて地域社会に寄与する人材を養成します。
<p>生涯学習相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 専門学習相談員の設置、学習相談研修 各種の学習情報を広く提供したり、学習の内容・方法等についての相談体制を整備するなど、生涯学習に関する専門的な学習相談体制の充実に努めます。
<p>高等教育機関・民間事業者及びNPO等市民団体との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大学・専修学校との連携 高度で体系的な学習機会や専門的な職業技術教育分野の学習機会を広く県民に提供するため、高等教育機関との連携に努めます。 ▶ 放送大学との連携 高度で体系的・専門的な学習ニーズに応えるため、時間的・空間的制約なしにだれでも学ぶことのできる放送大学との連携・協力体制の充実に努めます。 ▶ リカレント教育の推進 リカレント教育・企業内教育を推進するため高等教育機関や民間教育機関等に働きかけ、連携・協力のための条件づくりに努めます。 ▶ NPO等市民団体との連携 多様な学習ニーズに応えるため、地域における新たな教育機能をもった組織として住民に近い立場で活動するNPO等市民団体との連携に努めます。
<p>社会教育を担う人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会教育主事の研修の充実 市町村の社会教育主事の設置を促進するとともに、今日的な課題に対応した社会教育事業推進のための専門的知識や技術習得の研修を通して、資質の向上に努めます。 ▶ 公民館主事等の研修の充実 市町村における生涯学習の中核的施設となる公民館の館長・公民館主事等の公民館事業に関する専門的知識と技術の向上を図るため、研修機会の提供とその充実に努めます。
<p>社会教育施設・設備の整備・充実と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ふくしま海洋科学館(アクアマリンふくしま)、自然の家の整備・充実と利活用 自然の大切さやいのちの尊さが実感できるよう施設・設備の充実や地域における学習の拠点としてその機能が有効に活用されるよう努めるとともに、地域に根ざした事業の企画・運営を図ります。 ▶ 公民館の整備・充実と活用 地域における学習活動の拠点として施設の整備・充実に努めるとともに、住民による企画・運営を含めた参

加型事業の促進を図ります。

- ▶ 県立図書館の整備充実
図書館資料や調査相談機能の充実を図るとともに、県民の多様な学習活動に対応するため、県民の読書活動に対する支援事業を推進します。また、県内図書館との情報ネットワーク等の活用を進めます。
- ▶ 公立図書館と学校図書館との連携強化
公立図書館と学校図書館との情報ネットワークを通じた連携を進めるとともに、地域の人々や保護者がボランティアとして活躍できる場としての開かれた学校図書館の環境整備に努めます。
- ▶ 図書館未設置町村への普及啓発
身近な生涯学習機関である図書館の整備を図るため、未設置町村への普及啓発に努めます。

〔語注〕（第1節 生涯を通して学習することができ、その成果が適切に評価される環境）

現代的課題	社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題。具体的には、人権・共生・高齢社会・環境・国際理解などがある。
放送大学	放送大学学園法によって設立され、TV・FM放送によって講義が開始された大学。放送並びに印刷教材による学習、学習センターでのスクーリング、レポートの指導等による多様な学習形態を特徴としている。
リカレント教育	学校教育を終了し、いったん社会に出た後に行われる高度で専門的・体系的な教育をいう。

公民館の設置状況

（平成17年度社会教育グループ調べ）

区分 地域	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
中央館	15	17	12	21	6	14	1	86
地区館	68	62	6	36	6	17	35	230
計	83	79	18	57	12	31	36	316

図書館の設置状況

区分 地域	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
市町村立	6	12	6	2	1	7	6	40
法人	0	1	0	0	0	0	0	1

第2節 新世紀の教育に対応した安全で気持ちよく学べる学習空間

子どもたちが社会の変化に柔軟に対応し適応できる資質・能力を身に付けることができるようにするためには、個々の学習ニーズに応じた学びの場を用意することが必要です。

このため、各教室において授業でインターネットを利活用できるような環境を整備するなど、子どもたちの学習の場や生活の場の整備を図るとともに、耐震性が確保され、犯罪などに対してより安全な地域社会との連携にも考慮した学校施設づくりを進めます。また、少人数授業など学びのかたちの変化に対応するため、普通教室、特別教室に続く第3の学習スペースとして、少人数学級やグループ別学習に柔軟に対応でき、新しい情報通信ネットワーク技術に対応する新世代型学習空間の整備に努めます。さらに、学校と社会教育施設・福祉施設等の様々な地域施設との複合化を含めて、地域社会との連携を考慮した施設づくりについての検討を促進します。

(2) 新世紀の教育に対応した安全で気持ちよく学べる学習空間

市町村立学校の施設・設備の整備促進
 県立学校の施設・設備の整備・充実
 学校施設のユニバーサルデザイン化推進
 社会の変化に対応した学校づくり

項 目	具体的施策の方向
市町村立学校の施設・設備の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校施設・設備の整備と開放の促進 学校施設・設備の開放を進め、地域社会のニーズにあった活用を図るとともに、多目的スペースや児童生徒がゆとりをもって学習活動に取り組むことができる学習空間を整備する等、小・中学校の施設・設備の改善や、耐震性が確保されていない施設の耐震改修を促進します。 ▶ 学校体育施設・設備の整備促進 児童生徒が楽しく安全に体育・スポーツに親しめる環境づくりのために、学校体育施設・設備の整備を促進します。
県立学校の施設・設備の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高等学校の施設・設備の整備・充実 快適な学習、生活空間を充実させるため校舎の大規模改造・改修や体育施設・設備の整備を推進するとともに、新しい時代に対応した専門教育の充実を図るため産業教育施設の整備・充実や、耐震性が確保されていない施設の耐震改修を推進します。 ▶ 先端技術等に対応できる施設・設備の充実 技術革新の進展に対応した先端技術の導入を図るなど、県立学校の施設・設備を充実し、教育環境の整備・充実に推進します。 ▶ 盲・聾・養護学校の施設・設備の整備・充実 児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた学びの場を提供するため、施設のユニバーサルデザイン化を含めた盲・聾・養護学校の施設・設備の整備・充実に推進します。
学校施設のユニバーサルデザイン化推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村立学校における障がい児等に対応した施設・設備の充実 ユニバーサルデザインの理念に基づき、障がいのある児童生徒の学習機会の拡充や多様な学校生活を確保する視点から施設・設備の改善を促進します。

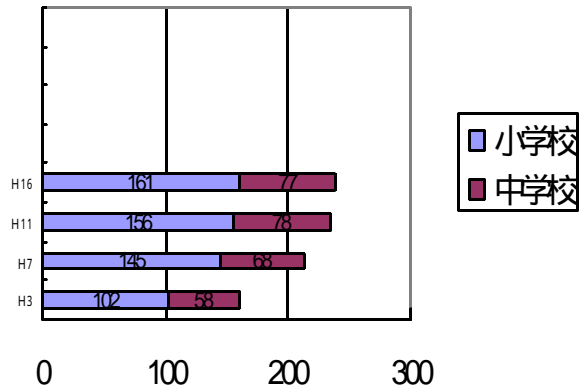
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県立高等学校における障がいのある生徒等に対応した施設・設備の充実 ユニバーサルデザインの理念に基づき、障がいのある生徒の学習機会の拡充や多様な学校生活を確保する視点から施設・設備の整備・充実に努めます。
<p>社会の変化に対応した学校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報ネットワークの構築と活用推進(再掲) 地域情報通信ネットワークの構築とその活用の推進が可能となるよう、各学校及び教育センター等の関係機関の情報環境の整備・充実に努めます。 ▶ 情報教育指導者の養成(再掲) 学校における情報教育の効率的な実施を図るため、情報教育に関する教員の研修の充実に努めるなど、情報教育に携わる指導者の育成を推進します。 ▶ グループ別学習等に対応する新世代型学習空間の整備 グループ別学習や少人数学習の柔軟な学習展開に対応できる機能的な教室経営やコンピュータ、インターネット活用などに応える新世代型学習空間の整備に努めます。 ▶ 環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進 児童生徒などの環境教育に役立てるとともに、環境への負荷の低減を図る視点からの学校施設づくりを推進します。 ▶ 地域社会との連携を考慮した施設づくり 学校と図書館・公民館等の社会教育施設や福祉施設等の様々な地域施設との複合化を含めて、地域社会との連携を考慮したユニバーサルデザインの施設づくりについての検討を促進します。

〔語注〕 (第2節 新世紀の教育に対応した安全で気持ちよく学べる学習空間)

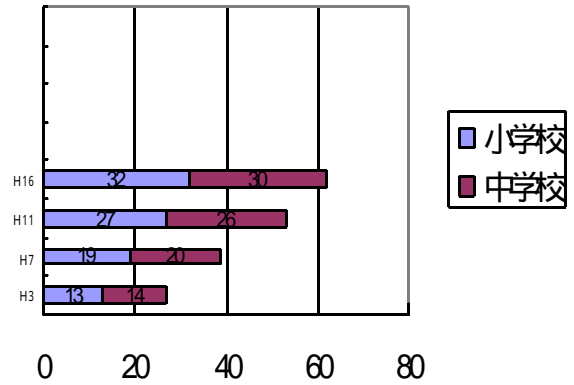
<p>ユニバーサルデザイン (Universal Design)</p>	<p>バリアフリーは、ノーマライゼーションの理念に基づき、身体的・精神的な障壁(バリア)を取り除こうという考え方で、最近では、高齢者・障がいのある人を含むすべての人に利用可能なように、製品・建物・空間等をデザインするというユニバーサルデザインという考え方に置き換えられようとしている。</p> <p>前者が、対象を障がいのある人に特定化したり、対応方法を特別化しているのに対し、後者はそれを乗り越えようとするものである。</p>
--	--

多目的スペース等特色ある施設の整備状況

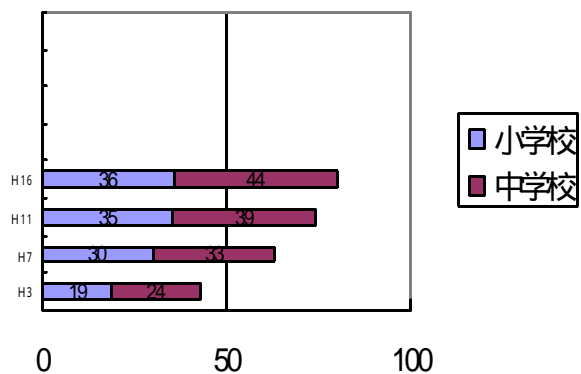
多目的スペース



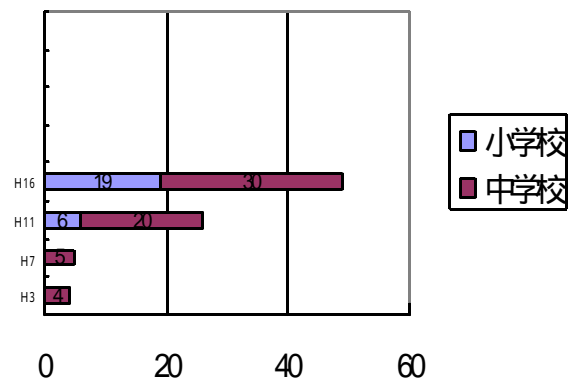
屋外教育環境



地域・学校連携施設



木の研修交流施設



* 地域・学校連携促進型・・教職員、地域住民等の連携協力のために必要な会議室（学校評議員室等）、ボランティア等控え室、多目的活動ホール等の整備

* 体育施設開放促進型 屋内運動場に会議室や更衣室等を持つ施設を整備

* 児童生徒地域交流施設（他校・地域住民との交流推進のため、宿泊室、研修室、多目的ホール等を備えた施設を整備）

* 木のふれあいの場（余裕教室等を改造、和室、プレイルーム、心の教室カウンセリング室、教育相談室等、読書スペースやアスレチックコース、炊さん場等を整備）

第3節 心を耕す文化空間、スポーツライフを実現するスポーツ空間

県民が心豊かに日々の生活を送るため、地域に根ざした文化の果たす役割は大きいものがあり、他方、県民が健康で健やかな生活を送るため、地域に根ざしたスポーツ活動の果たす役割は極めて大きいものがあります。

このため、様々な文化に触れる機会、参加する機会、発表する機会を県民に提供するため、その中核となり心を耕す文化的な空間づくりに努めるとともに、これまで受け継がれてきている文化財を次代に伝えるための文化的な空間づくりに努めます。また、県民がスポーツ活動に親しめる場の整備や体育・スポーツ団体の拠点施設としてのスポーツトレーニングセンター等の整備を検討するなど、生涯にわたるスポーツライフを実現するスポーツ空間の創出に努めます。

(3) 心を耕す文化空間、
スポーツライフを実現
するスポーツ空間

文化活動の発表と参加の場の整備
文化財の保存と公開の場の整備
県立美術館・博物館の整備・充実
スポーツ空間の創出

項 目	具体的施策の方向
文化活動の発表と参加の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県文化センターの整備充実 本県の文化振興の拠点である県文化センターについて、利用者の要望等に十分配慮しながら施設・設備の整備・充実を図るとともに、施設の経年劣化を勘案しながら、新文化会館設置のための検討を進めます。
文化財の保存と公開の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化財センター白河館(愛称「まほろん」)の整備・利活用の推進 文化財の収蔵保管・展示・公開及び無形の文化財の調査や出土文化財の保存処理等、文化財の調査研究の拠点施設として整備し、学校教育機関等とも連携して利活用を促進します。 ▶ 文化財センター安達館(仮称)の整備推進 埋蔵文化財の発掘調査や埋蔵文化財調査に関するボランティア運営などの拠点施設として整備を推進します。 ▶ 県歴史資料館の在り方の検討 県歴史資料館の設立当初の目的や業務の現状を踏まえ、当館をめぐる諸問題と今後のあるべき方向等について検討します。
県立美術館・博物館の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県立美術館の整備・充実 本県美術振興の中心施設である県立美術館について、美術作品の収集と調査研究を計画的に推進し、常設展・企画展・教育普及事業の充実に努めます。 ▶ 県立博物館リニューアル事業の推進 県立博物館について、県民の多様化する要望や学術研究の進展に対応するため、最新の展示技術や研究成果を踏まえた常設展示のリニューアルを図ります。 ▶ 利用者のニーズに応える施設運営の推進 完全学校週5日制の実施や県民の利用ニーズに対応するため、開館時間の弾力化などの利用者の視点に立った施設運営に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 時代の変化に対応した展示方法の推進 高度情報通信社会の到来に対応し、博物館等の学習資源のデータベース化やデジタル・アーカイブ化など、時代の変化に対応した情報提供方法の構築に努めることにより、バーチャルミュージアムについての検討を進めます。
スポーツ空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総合型地域スポーツクラブの育成促進(再掲) 市町村生涯スポーツ担当者と組織する地区別連絡協議会を充実するとともに、地域住民に対する啓発活動を促進し、だれもが生涯の各時期にわたりスポーツに親しむことができる住民主体の総合型地域スポーツクラブの育成に努めます。 ▶ 広域スポーツセンターの整備(再掲) 総合型地域スポーツクラブの育成・定着を促進する広域スポーツセンターを充実し、クラブ設置の中心となるクラブマネージャーの育成やクラブの創設・運営についての支援に努めます。 ▶ スポーツトレーニングセンター等の整備 スポーツ医・科学の研究を推進する拠点や武道・水泳等の競技振興の拠点となる施設の整備の在り方について検討します。 ▶ 各市町村における総合型地域スポーツクラブのクラブハウス整備促進 学校の余裕教室や公共施設の活用により、スポーツクラブの活動拠点となるクラブハウスの整備を促進します。

【 請 注 】 (第3節 心を耕す文化空間、スポーツライフを実現するスポーツ空間)

デジタル・アーカイブ化 (digital archive)	有形・無形の文化資産をデジタル映像の形で記録し、その情報をデータベース化して保存し、随時、閲覧、情報発信できるようにすること。アーカイブは、記録保管所・公文書保管所という意味。
----------------------------------	--

福島県公共社会体育・スポーツ施設調査 (スポーツグループ)

施設の種類		現有数	規格等	備 考	
日常生活圏域の公共社会体育・スポーツ施設数	多目的広場	304			
	多目的コート	テニス	総数 128 面数 548 全天 386	コート面積2200㎡程度テニスゲートボール等ができるコート	
		ゲートボール	総数 143 屋内 45		
			地域体育館		
	柔剣道場	40	床300㎡程度		
プール	総数 84 屋内 23 温水 14	50m、25m 25m 温水が望ましい	他に幼児用57レジャー10 飛び込み2 総数159		

公共の主要野外活動施設数	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
キャンプ場	13(2)	12(4)	9(1)	19(7)	9(5)	14(5)	10(2)	86(26)
ウォーキングコース	9	14	11	30	4	3	1	72
オリエンテーリング	2	0	2	2	1	2	1	10
サイクリングコース	3	3	3	5	1	0	2	17
ランニングコース	4	1	2	1	0	1	1	10
冒険遊具	1	5	1	5	0	0	3	15
湖水・海水浴場	0	0	0	4	0	7	9	20
スキー場	0	1	0	8	5	0	0	14

() 書き内数は、オートキャンプ場を示す。

第4節 子どもたちと共に自らを磨き続ける教職員

学校教育は、それを直接支える教員の「教育力」に負うところが極めて大きく、教員には、教育者としての使命感や子どもに対する深い愛情を礎として、教科に関する専門的知識、広く豊かな教養などが必要であるとともに、教育を通じてこれらを子どもに伝える実践的指導力が求められます。

少子・高齢化が進むなど社会がめまぐるしく変わる中、学校においても、いじめ・不登校、「キレる」子ども、学級崩壊など様々な問題が指摘されており、これらの問題に適切に対処する教員の育成が大きな課題になっています。

このため、「時代を超えて変わらない価値のあるものと時代の変化とともに変えていく必要があるもの」という教育における「不易と流行」の考えの下、教員が本来的に備えるべき資質・能力の向上を図るとともに、情報化・国際化の進展など時代の変化に対応した能力や技術を身に付けるため、研修機能の充実・拡大を図ります。また、教育相談の充実を図るなど、教員の支援体制を強化します。

(4) 子どもたちと共に
自らを磨き続ける教職員

教職員研修の充実(総論)
現職教育の充実(各論)
研修体制の整備・充実
教育センター等の研修機能の強化

項 目	具体的施策の方向
教職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教員の自主的な研修奨励と支援体制の整備 個々の教員が教科に関する専門的知識や広く豊かな教養などを身に付けるための自主的・主体的な研修活動を一層奨励し、そのための支援体制の整備を図ります。 ▶ 「県教職員現職教育計画」に基づく研修の改善充実 初任者研修を起点として、教職の全期間を通じ教職員の経験や職能に応じて継続的・発展的に実施する研修の一層の充実や、時代の変化に対応した能力や技術を身に付けるための研修の充実に努めます。 ▶ 研修相談体制の整備 教員が研修成果を学校で十分発揮できるよう支援するため、教員のライフステージにあった研修課題に関する研修相談事業を推進します。
現職教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学習指導法についての研修の充実 児童生徒の学力の向上を目指し、その有効な指導法の一つである少人数教育やチーム・ティーチング方式などの指導法の研修や小・中・高等学校教職員が合同で研修する機会を拡充し、教員の指導力の向上に努めます。 ▶ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育に対応する研修の充実 LD、ADHD等を含む障がいのある児童生徒の教育を支えるすべての教員が、職務や役割に応じて力を発揮できるよう研修プログラムを開発し、教員の資質向上に努めます。 ▶ 管理職対象の研修の充実 学校運営の中核となる校長等の資質の向上を図るとともに、組織マネジメントの発想を導入するなど、管理職対象の研修の充実に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報化対応研修の充実 高度情報通信社会に対応する教育を推進するため、情報に関する研修の充実を図り、教員一人ひとりの情報リテラシー(活用能力)を高めます。 ▶ 国際化対応研修の充実 教育について国際的視野に立った識見を高めるとともに、教員と児童生徒の国際理解を深めるため、海外教育事情の情報提供や教員海外派遣研修の内容の充実に努めます。 ▶ 社会体験研修の機会の拡充 社会の幅広い人々との接触により対人関係能力等を高め、社会の構成員としての教員の視野を一層広げ、実践的指導力を向上させるため、民間企業や行政機関等における社会体験研修の機会の拡充に努めます。 ▶ 男女平等教育に関する研修の充実 ジェンダー(社会的・文化的に作られた性別)に敏感な視点の定着と深化に資する各種研修等を通して、教職員一人ひとりの意識の高揚を図ります。
<p>研修体制の整備・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教職員研修体制の整備・充実 教職員研修の在り方について検討する委員会の設置等により、研修体制の整備・充実に努めます。 ▶ 研修の一貫性の確保 教員の自己研修や各学校における校内現職研修を含め、教育委員会が実施する各種研修会相互の有機的関連を図り、研修の一貫性の確保に努めます。 ▶ 各学校のニーズに即した研修の在り方の研究推進 研修に関する多様なプログラムを開発してインターネット等で公開し、学校と共同で運営・実施する各学校のニーズに即した研修の在り方の研究を推進します。
<p>教育センター等の研修機能の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教育センター・養護教育センター等の整備・充実 情報化、国際化など社会の変化に対応した体系的、計画的な教職員研修を更に充実する観点から、メディア教育、生涯学習に関する機能等との複合化の検討を含め施設の整備・充実に努めます。 ▶ 教育センターや養護教育センターにおいて、研修会、研究会の情報を一元化し、各学校、教員のニーズにあった研修の効果的・効率的実施を図ります。

〔語注〕 (第4節 子どもたちと共に自らを磨き続ける教職員)

<p>教員のライフステージ</p>	<p>教員の経験年数に応じて、実践的指導力や経営的指導力等をどの時期に重点的に形成していくかをまとめた、教員の「職能向上のライフステージと研修体系モデル」が、県教育センター試案として「本県生徒の学力向上を図るための教育施策等の在り方について(報告書)」(平成11年3月、学力向上に関する教育施策等研究会議)で報告されている。</p>
-------------------	--

第5節 教職員の意欲を高める人事管理

学校教育の成否の鍵が教員にあるとされる中、学校全体の教育力の向上を図る観点から、適材を適所に配置するとともに、教員が意欲を持って子どもたちの教育に取り組むことができるよう、教員の意欲や努力が報われ、その成果が適正に評価されるような環境を整備する必要があります。

このため、採用時において、教育者としてふさわしい人格や能力について多面的に評価するなどの工夫を凝らした教員採用試験を実施し、優秀な人材の確保に努めるとともに、評価システムの導入をはじめとした人事管理の一層の適正化に努めます。

また、子どもとの信頼関係を築くことができない教員や精神疾患等により教壇に立つことがふさわしくない教員に対して適切な人事上の措置を講じます。

(5) 教職員の意欲を高める人事管理

教職員の人事管理の改善
 管理職人事の改善
 教職員評価システムの導入
 優秀教職員表彰制度
 指導力不足教員等への対応
 教職員の健康管理

項 目	具体的施策の方向
教職員の人事管理の改善	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 採用段階での教職員の適格性の確保 教育者としてふさわしい人格や能力を備えた教職員を確保するため、より多面的な人物評価をするなどの工夫を凝らした教員採用試験の実施に努めます。 ▶ 県全体と各学校の教職員年齢構成のバランス維持 特定の世代が少なくならないよう教職員全体の年齢構成のバランスを考慮し、社会の変化に対応できる実践的指導力を持った新採用教員の継続的一定数確保に努めます。 ▶ 教職員の適正配置 教職員の人事交流の活性化を図り、適材適所の教職員配置に努め、学校の教育力の向上を図ります。また、少人数学級を導入し、学習・生活適応支援等、児童生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導を充実させるための教職員の適正配置に努めます。 ▶ 大学院修学休業制度の活用促進 現職教員が自らの課題意識をもとに大学院で学び、専修免許状の取得を目的とする大学院修学休業制度の活用を促進し、現職教員が大学院での専門的な研究に基づいて、より高度な実践力を身に付けることができるよう条件整備に努めます。
管理職人事の改善	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 若手登用、民間人登用 教育に関する理念や識見はもとより、組織の運営に関する経験やマネジメント能力に着目して、管理職にふさわしい人材を幅広く確保する観点から、若手教職員の中からの登用、在職期間の長期化を図るとともに、民間人からの登用について検討します。 ▶ 女性の積極的登用 女性教員が学校運営に積極的に参画できるよう、管理職への女性の積極的な登用を図ります。

<p>教職員評価システムの導入</p>	<p>▶ 一人ひとりの教職員が学校目標の実現を目指した自己の目標を達成する中で、自らの資質を向上させるとともに、その意欲や努力が適正に評価され、総体として学校組織が活性化される教職員評価システムを導入します。</p>
<p>優秀教職員表彰制度</p>	<p>▶ 学習指導や生徒指導等において、日常的に努力を積み重ね顕著な成果を上げている者を優秀教職員として積極的に称え表彰することによって、教職員全体の活性化を図ります。</p>
<p>指導力不足教員等への対応</p>	<p>▶ 条件付き採用制度の運用改善 教員としての適性や資質能力を備えているか否かを的確に判断するため、条件付き採用期間における勤務成績の評価の内容・手続き等について、より一層の改善を図ります。</p> <p>▶ 不適切教員の研修の充実 原則1年間、県教育センター等において教員としての専門的・実践的な指導力の向上及び教育公務員としての自覚・資質の向上を図る基本的及び実践的な研修を行い、自らの課題の克服を図ります。</p> <p>▶ 分限制度の的確な運用 校長・教頭を含めて適格性を欠くと認められるに至った者については、継続的な指導・研修を実施する体制を整えるとともに、本人の希望も踏まえて、降格・免職や学校教育以外の職種を選択できる等の仕組みを検討し、必要に応じて分限制度の的確な運用に努めます。</p>
<p>教職員の健康管理</p>	<p>▶ 教職員の健康管理の推進 職場における教職員の安全衛生を確保し、健康を保持増進するために、労働安全衛生法等関係法令に基づく事業を実施し、教職員の福祉の向上を図ります。</p> <p>▶ 教職員相談事業 教職員相談室等における面接・電話相談等により、職場、家庭、健康及びその他の問題等の解決を支援します。</p> <p>▶ 教職員の心身の健康保持 メンタルヘルス対策の推進により、児童生徒に対する教育活動の円滑かつ効果的推進に必要な個々の教職員の心身の健康保持に努めます。</p>

〔語注〕 (5節 教職員の意欲を高める人事管理)

<p>大学院修学休業制度</p>	<p>教員の自主的・主体的な研修活動を奨励・支援する観点から、意欲のある現職教員が、その身分を保有したまま、職務に従事せずに国内外の大学院などで長期(1, 2又は3年)にわたりフルタイムで修学することが可能となるよう創設された制度で、平成13年度から運用されている。</p>
------------------	---

第6節 社会の変化に対応した学校改革

本県においても、平成12年度から本格的な生徒減少期を迎えており、このような状況の下、地域の特性や通学条件等に配慮しながら学校規模の適正化に努めるとともに、総合選択制の導入など新しいタイプの学校について検討し、適正な学校配置と、魅力にあふれ、生徒一人ひとりの個性・能力が伸長する学校づくりに努めます。また、学校生活全般において、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導・支援ができるよう、小学校、中学校全学年で、学校の実態に応じた少人数教育を実施します。さらに、障がいのある子どもたちが地域で教育を受けることができる環境を整備するため、複数の障がいに対応する「特別支援学校（仮称）」の在り方について検討します。

(6) 社会の変化に対応した学校改革

学校規模の適正化
 学校・学科の適正配置
 少人数教育の充実
 高等学校入学者選抜等の改善
 障がいの多様化、重度・重複化に対応した環境の整備
 学校運営面の体制強化
 学校の施設・機能の開放の促進
 中高一貫教育の推進

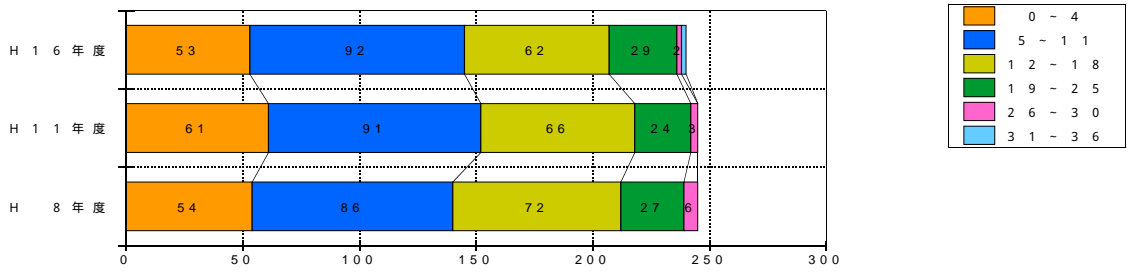
項 目	具体的施策の方向
学校規模の適正化	<p>▶ 適正規模の維持 充実した活力ある教育活動の実現や円滑な学校運営を図るため、地域の特性や通学条件等にも配慮しながら、学校規模の適正化に努めます。</p> <p>高等学校については1学年4～8学級を適正とし、適正規模を上回る学校については、計画的に学級数を削減するとともに、1学年8学級以下については、適正規模の維持を図りつつ、生徒減少の状況により、学級数の削減、隣接校との統合や分校化等の検討を進めます。</p>
学校・学科の適正配置	<p>▶ 地域の実態に応じた学校・学科の適正配置 生徒・保護者の多様な学習要望や地域社会の要請に応えるため、学科の枠を越えた教育課程の編成などを特色とする総合選択制の導入を検討するなど、学校・学科の適正配置に努めます。</p> <p>▶ 学科配置の基本方針 生徒・保護者の学習需要や志願動向等を踏まえながら、募集定員に占める普通科及び普通系専門学科の比率を6割程度、職業系専門学科の比率を3割程度、総合学科の比率を1割程度とし、各地区ごとに学科の適正配置に努めます。</p> <p>▶ 定時制・通信制教育の充実 多様な学習需要に応えるため、独立の専用校舎を有する新しいタイプの単位制・定時制高校をはじめとする教育環境の整備を図りながら、魅力ある定時制・通信制教育の充実に努めます。</p>
少人数教育の充実	<p>▶ 小・中学校における30人程度学級の充実(再掲) 生活面、学習面など学校生活全般において、きめ細かな指導と児童生徒一人ひとりの個性に応じた教育を展開するため、小学校、中学校全学年において導入した30</p>

	人程度学級を実効あるものとしします。
高等学校入学者選抜等の改善	▶ 児童生徒の進路希望が適切に実現されるような、小・中・高等学校の連続した教育を提供するとともに、各学校の特色化を一層進める創造性豊かな選抜となるよう、入学者選抜方法等の検討・改善に努めます。
障がいの多様化、重度・重複化に対応した環境の整備	▶ 障がいのある子どもたちが、身近な地域で教育を受ける機会を拡充するためのよりよい環境整備の在り方について検討します。また、各生活圏において障がいのある子どもを総合的に支援する体制づくりを図ります。
学校運営面の体制強化	▶ 学校運営の中核となる校長等の資質の向上を図るとともに、組織マネジメントの発想を導入した管理職対象の研修の充実に努め、特色ある学校づくりを推進します。 ▶ 自己評価システムをより効果的に機能させ、各学校における特色ある学校づくりや教育内容の質的充実につなげるため、評価活動の取組み状況を含めた学校経営の状況等を外部からの視点で評価する学校外部評価事業を推進します。
学校の施設・機能の開放の促進	▶ 開かれた学校運営の推進(再掲) 地域に根ざした特色ある開かれた学校運営を推進し、学校、家庭、地域社会の連携協力を強化するため学校評議員制度の充実に努めます。 ▶ 学校開放講座等の充実 各学校の教育施設・設備を活用するとともに、専門的な知識や技能を生かした学校開放講座等の拡充を図り、地域社会に開かれた学校づくりを推進します。 ▶ 開かれた学校図書館づくり 公立図書館との情報ネットワークを通じた連携を進めるとともに、地域の人々や保護者がボランティアとして活躍できる場としての開かれた学校図書館づくりを図ります。 ▶ 「特別支援学校(仮称)」が、特別支援教育のセンター的機能を効果的に発揮できる環境を整備するとともに、地域への支援体制の充実に努めます。
中高一貫教育	▶ 中高一貫教育の推進(再掲) 6年間を見通した計画的・継続的な学習や幅広い年齢集団の中での活動により、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会性や豊かな人間性を育む中高一貫教育は、平成17年度から連携型で始まり、併設型についても検討を重ね、整備を推進します。 ▶ 国際人育成を目指した人材育成(再掲) 様々な機関との連携を軸にした中高一貫教育を実施し、論理的思考力、豊かな人間性・社会性を育む総合的な教育により、国際的視野に立って社会をリードする人材を育成します。

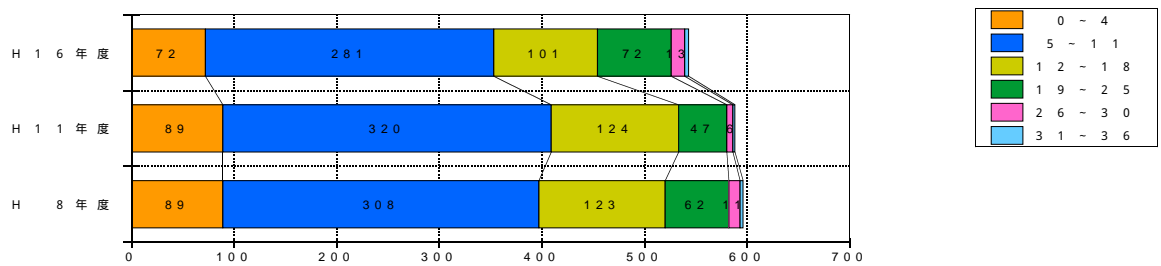
【語注】 (第6節 社会の変化に対応した学校改革)

特別支援学校(仮称)	基本的には、現在の盲・聾・養護学校の対象となっている5種類の障がい種別(盲・聾・知的障がい・肢体不自由・病弱)及びこれらの重複障がいに対応した教育を行う学校制度である。
------------	--

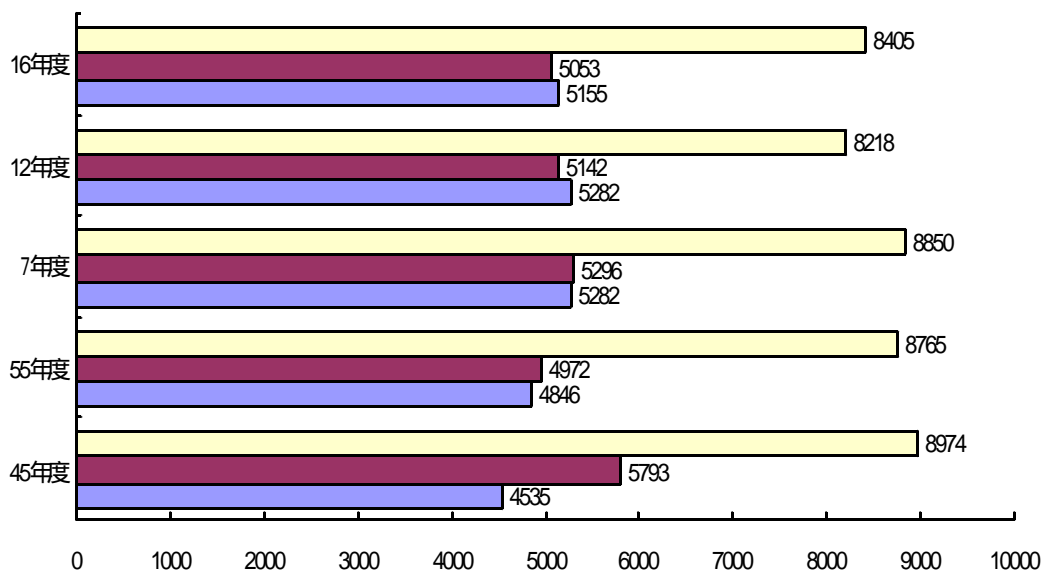
公立小学校の学級数別学校数



公立中学校の学級数別学校数



本県教員数の推移



平成22年(西暦2010年)のふくしまの教育を表す主な指標

	指 標 名	計画策定時 H11	現況 (H16)	目標値 H22	備 考	
知	1 大学等進学希望者の進学率 (大学等進学達成率)	82.7% (全国27位)	88.9%	90%		
	2 資格取得による単位認定制度 を活用している学校数	29.2% (26校/89校)	31.1% (28校/90校)	55.6% (50校/90校)		
心	3 小・中学校等における不登校 児童生徒数の割合	(全国) 小0.36% 中2.81% 小0.29% 中2.27%	0.21% 1.61%	0.15% 1.22%		
	4 小中学校初級カウンセラー 有資格者の割合	小中 39.9%	-	97.0%		
	5 いじめ・暴力行為 ・不登校の件数	いじめ	226件 (全国7位)	31件 (全国1位)	0	順位は児童・生徒千人 当たりの件数が少ない方から
		暴力行為	325件 (全国12位)	74件 (全国2位)	0	
		不登校	2,106件 -	1,822件 (全国7位)	1,300件 以下	
	6 高校生の体験活動を単位認定 している学校の割合	1.1% (1校/89校)	2.2% (2校/90校)	16.9% (15校/90校)		
	7 3歳児の就園率	30.9% (全国) 23.5%	31.0% (全国) 32.9%	32.0%		
共に 学ぶ	8 医療的ケア実施体制整備校 数	1校	10校	13校		
	9 公立小中学校施設の耐震化 率	-	モニタリング指標 48.4%			
進 路 指 導	10 盲・聾・養護学校教員のうち 特殊教育関係免許状の保有率	80.8%	86%	90%		
	11 現場実習の受け入れ事業所 数 (1校平均)	18	30	50		
	12 就労支援ネットワーク整備率	29%	86%	100%		
	13 高等学校インターンシップ参 加生徒数	-	5,661人	6,400人		

	14	新規高卒者の就職内定率	100%	99.7%	100%	
	15	県内企業に就職した高卒者の離職率	50.5%	47.7%	35%	・現況はH13年度 ・各年度に就職した者の3年以内の離職率
	16	新規高卒者の県内就職率	81.7%	81.3%	90%	現況は平成15年度
生涯学習	17	各種講座で学ぶ人の数 (延べ人数)	(H8) 510,830人	528,000人	725,000人	
	18	生涯学習にかける時間	(H8) 56分	77分	100分	1人1週当たり<県>
	19	県民カレッジ(夢まなびと)受講者数 (県主催、市町村連携)	-	46,635人	60,000人	
	20	県民カレッジサテライト数	-	0	7	
	21	まなびとファインダーへのアクセス数	20,000件	15,785件	50,000件	
文化	22	県立博物館常設展入館者数	82,006人	67,035人	100,000人	
	23	福島県芸術祭参加団体数	68団体	75団体	80団体	
	24	史跡公園の整備・活用 (史跡公園施設設置数)	-	3か所	8か所	
	25	文化財センター白河館の利用者数(入館者数)	-	31,088人	34,000人	
	26	文化財センターデータベース、ホームページのアクセス件数	-	40,751人	50,000人	
健康	27	学校保健委員会の開催率	小 34% 中 20% 高 26%	68% 40% 52%	100% 100% 100%	
	28	12歳児における1人平均齲蝕歯数(DMF歯数)	3.09本 (全国) 2.65本	-	2.0本	
	29	「食に関する指導」取り組み状況 学校栄養職員によるTTの実施率 特別非常勤制度活用による実施率	TT 25.9% (全国) H11 21.5 H12 27.6 特別 6.1%	32.5% 13.8%	50% 40%	
	30	完全給食実施校の割合	95.0% (全国) 89.9%	95.7%	100%	

	31	朝食を食べる児童・生徒の割合	-	85.6%	90%	
	32	県産米による米飯給食施回数	-	2.9回	4回	目標値はH19年度
スポーツ	33	体力・運動能力調査で本県児童生徒の平均値と全国との比較(同等か上回っている割合)	79.4%	73.5%	100%	
	34	総合型地域スポーツクラブ設立数(累計)	2	31	90	平成17年3月31日現在
	35	広域スポーツセンター設置数(累計)	1	4	4	
	36	一貫指導体制を整備した競技団体の割合(39競技団体中)	28%	59%	70%	
	37	高度な専門的能力を有する指導者の数	153人	195人	300人	
	38	成人の週1回以上スポーツを行う者の割合(県独自)	19.1% (全国) 34.7%	-	50.0%	
学校改革	39	県立高校の総合学科学級比率	4.9%	9.3%	10%	現況はH17年度
	40	大規模校の比率	20.9%	2.2%	0%	現況はH17年度
	41	少人数学級実現の割合	-	80.3%	90%	現況はH17年度
教員の資質	42	コンピュータで指導できる教員率	29.3%	65.5%	100%	
	43	社会体験研修を行った教員数(累計)	53名 (H9-H13)	113名	280名	
	44	修士課程で研修した教員数	-	モニタリング指標		
	45	大学院修学休業制度を活用する教員数	-	モニタリング指標		
男女共同参画	46	男女共学化率	88.6%	100%		
	47	教員の管理職における女性の割合	7.1%	9.5%	13.2%	校長70名 教頭101名
	48	男女混合名簿の導入率(公立小・中の出席簿)	小中23.2% 高 39.0%	モニタリング指標 39.7% 66.7%		
	49	男女共同参画等に関する副読本の活用率(公立高)	54.6%	81.8%	100%	
	50	教職員における男女共同参画		モニタリング指標		

		に関する研修の受講者数(公立)	-	10,083人		
開かれた学校づくり	51	学校の教育目標を具現化した取組みをホームページ等により公表する学校数	-	県内の学校が、各学校の目標や具体的な取組みをホームページ等を活用することにより公表し、自己点検・評価に努め開かれた学校づくりが進んでいる。		
	52	学校評議員制度導入校数	-	各学校と地域との連携、協力による開かれた、特色ある学校づくりが進んでいる。		
	53	小・中学校の運動施設の開放率 (1)グラウンド (2)屋内運動場	88.5% 92.4%	92.2 94.6	100%	現況はH19年度
	54	中学校・高等学校における運動部活動に対する外部指導者の派遣	中 13部 高 27部	中 8部 高 18部	中 40部 高 80部	

・ **モニタリング指標** 目標値・期待値を設定できないが、毎年その状況を把握し公表する。

あ 行	ALT (Assistant Language Teacher)	外国語指導助手。日本人外国語教員と協力して行う協同授業 (チーム・ティーチング)で活躍している。	47
	アイデンティティー (identity)	自分とはこのような人間であるという明確な存在意識を言う。自己同一性、自我同一性、主体性、身元など様々な訳語があるが、わかりやすい訳語がないため、近年は「自分のアイデンティティーを主張する」などと、そのまま使用する例が多い。	22
	インクルージョン (inclusion 包含、包括)	障がいの有無によらず、すべての子どもを包み込んで、一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じて教育を行うべきであるという考え。 世界の特殊教育の動向を見ると、1980年代にノーマライゼーションの理念に基づくインテグレーション(統合教育)の浸透が見られ、90年代になるとインテグレーションからインクルージョン(一体化教育)へという動きが見られた。	19
	インターンシップ (internship)	生徒や学生が在学中に、産業の現場などで自分の学習内容や進路などに関連した就業体験をすること。	22
	栄養教諭	食生活を取り巻く環境の変化に伴い、子どもたちの食生活の乱れが問題となっていることを受け、食の自己管理能力や理想的な食習慣を育むために、栄養教諭制度が創設された。平成17年度から、栄養教諭資格取得のため教育職員免許法による認定講習を実施している。	25
か 行	学社連携・融合	学校教育と社会教育がそれぞれ独自の機能を発揮し、相互に補完しながら協力するという考え方が「学社連携」であり、さらに一歩進めて、それぞれの要素が重なり合いながら、一体となって青少年の教育に取り組んでいこうとすることを「学社融合」と言う。	15
	学習障がい (Learning Disabilities, LD)	基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指す。中枢神経系に何らかの機能障がいがあるためと推定されるが、知的障がい・情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではないとされる。	20

か 行	学校教育相談員	電話相談、面接相談、地域に出向いての移動教育相談、学校や家庭訪問等を行う。教育事務所に配置し、行政・学校・地域社会の学校教育相談関係者の窓口・仲介役的存在としての役割を担う。教員OBや臨床心理士が当たる。	20
	完全学校週5日制	平成4年9月に月1回の学校週5日制が導入されて以来、平成7年4月から月2回の実施となり、平成14年度から完全学校週5日制が実施されている。	15
	教育相談推進員	LD、ADHD等を含めた障がいのある子どもの保護者や担当教員等が、子どもの療育や指導及び就学等に関して、地域において相談ができ、また、必要な支援を継続的に受けられる体制を整備し、相談支援を推進するため、教育事務所に配置されている。実際の相談支援は、巡回相談員に指名された盲・聾・養護学校教員が行う。	20
	教員のライフステージ	教員の経験年数に応じて、実践的指導力や経営的指導力等をどの時期に重点的に形成していくかをまとめた、教員の「職能向上のライフステージと研修体系モデル」が、県教育センター試案として「本県生徒の学力向上を図るための教育施策等の在り方について(報告書)」(平成11年3月、学力向上に関する教育施策等研究会議)で報告されている。	62
	キャリア教育	キャリア教育は、子どもたちが「生きる力」を身に付け、明確な目的意識を持って日々の学業生活に取り組む姿勢、激しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身に付け、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにすることを目的としている。	22
	近代遺跡調査	我が国の近代の歴史を理解する上で欠くことのできない重要な遺跡調査。(例：鉱山、鉄道等)	40
	近代化遺産調査	主として近代的技術によって造られた産業・交通・土木に関する構築物の調査。	40
	現代的課題	社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題。具体的には、人権・共生・高齢社会・環境・国際理解などがある。	54

か 行	広域スポーツセンター	「うつくしまスポーツプラン2010」に基づき、総合型地域スポーツクラブの創設、定着に向けた活動の推進はもとより、広域市町村圏内のスポーツ活動全般について効果的に支援するために、県内4箇所を設置されている。(うつくしま・中通り・浜通り・会津広域スポーツセンター)	41
	高機能自閉症	3歳までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。	20
	子どもと親の相談員	生徒、保護者の悩み等の相談相手になる。なお、資格は不要であり、小学校に配置し、不登校などの早期発見や対応を行っている。	20
さ 行	情報リテラシー (literacy)	リテラシーは、本来、「読み書きの能力。識字率。教養があること。堪能なこと。」という意味を持つが、近年、「コンピュータリテラシー」「情報リテラシー」といった使い方が見られ、コンピュータや情報を使いこなす能力を表す。	45
	スクールカウンセラー	問題行動等を持つ児童生徒へのカウンセリングや、保護者・教職員への支援を行う。臨床心理士、精神科医師、大学教授等あるいはそれに準ずる資格が必要である(小・中・高等学校に配置)。	20
	総合型地域スポーツ クラブ	<p>地域住民が自主的に運営し、子どもから高齢者、障がい者まで様々なスポーツを愛好する人々が参加できる総合的なスポーツクラブで以下の特徴をもっている。</p> <p>複数の種目が用意されている。</p> <p>地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて、いつまでも活動できる。</p> <p>活動拠点となるスポーツ施設・クラブハウスがあり、定期的・計画的なスポーツ活動を行うことができる。</p> <p>質の高い指導者の下、個々のスポーツニーズに対応した適切な指導が行われる。</p> <p>地域住民が主体的に運営する。</p> <p>(本県の総合型地域スポーツクラブのとらえ方)</p> <p>自主運営ができるクラブ</p> <p>ユニバーサルな活動が可能なクラブ</p> <p>地域の人々が集うクラブ</p> <p>自分に適したスポーツ活動ができるクラブ</p>	33 41

		<p>競技力が向上するクラブ</p> <p>地域の特性を生かすことのできるクラブ</p>	
た 行	大学院修学休業制度	<p>教員の自主的・主体的な研修活動を奨励・支援する観点から、意欲のある現職教員が、その身分を保有したまま、職務に従事せずに国内外の大学院などで長期(1、2又は3年間)にわたりフルタイムで修学することが可能となるよう創設された制度で、平成13年度から運用が開始される。</p>	64
	通級指導教室	<p>小・中学校の通常の学級で学んでいる障がいの軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいに応じた指導を受ける場を言う。</p>	28
	注意欠陥/多動性障がい (Attention Deficit Hyperactivity Disorder,ADHD)	<p>米国精神医学会の「精神疾患の診断・統計マニュアル第4版」(DSM-)で取り上げられ、不注意、多動性、衝動性などを主症状とする障がいとされている。脳の働きに何らかの障がいがあるため、集中力、衝動性などを自分でコントロールできにくいことによって起こるものと考えられ、家庭での育て方や環境、子どもの不真面目、やる気のなさなどによるものではない。</p>	20
	データベース (data base)	<p>コンピュータによる情報処理で、検索・更新などに便利なように有機的・効率的に収集・整理された情報の集まりのこと。データバンク。</p>	45
	チーム・ティーチング (Team Teaching)	<p>複数の教員等による協同授業のことで、T・Tと略される。外国語指導助手(ALT:Assistant LanguageTeacher)と日本人外国語教員が協力して行う形態が多いが、算数、数学などの実践に広がっている。</p>	15
	デジタル・アーカイブ 化 (digital archive)	<p>有形・無形の文化資産をデジタル映像の形で記録し、その情報をデータベース化して保存し、随時、閲覧、情報発信できるようにすること。アーカイブは、記録保管所・公文書保管所という意味。</p>	61
	特別支援学校(仮称)	<p>基本的には、現在の盲・聾・養護学校の対象となっている5種類の障がい種別(盲・聾・知的障がい・肢体不自由・病弱)及びこれらの重複障がいに対応した教育を行う学校制度である。</p>	66
	特別支援コーディネーター	<p>県内全ての公立小・中学校、県立高等学校に設置されている特別支援教育を推進するための校内委員会の企画・運営や校内の教職員との連絡調整、関係機関との連絡調整を主な役割としている。</p>	23

		小・中学校、養護学校では、特別支援教育コーディネーターとよんでいる。	
な 行	ニート (Not in Education, Employment or Training)	1999年にイギリスの内閣府が作成したBridging the Gapという調査報告書がその言葉の由来となっており、いわゆる「学校に通っておらず、働いておらず、職業訓練を行っていない者」のことを通称している。	22
は 行	ユニバーサルデザイン (Universal Design)	バリアフリーは、ノーマライゼーションの理念に基づき、身体的・精神的な障壁(バリア)を取り除こうという考え方で、最近では、高齢者・障がいを持つ人を含むすべての人に利用可能なように、製品・建物・空間等をデザインするというユニバーサルデザインという考え方に置き換えられようとしている。 前者が、対象を障がいを持つ人に特定化したり、対応方法を特別化しているのに対し、後者はそれを乗り越えようとするもの。	57
	ヘルスプロモーション (Helth Promotion) の理 念	健康に役立つためのいろいろな行動や生活状態の改善を進めるための教育と環境の改善などの支援を併せて行うこと。つまり、個人のライフスタイルを健康管理に関連して包括的にとらえ、地域社会や個人に対する総合的な健康づくりを行うこと。	25
	放送大学	放送大学学園法によって設立され、TV・FM放送によって講義が開始された大学。放送並びに印刷教材による学習、学習センターでのスクーリング、レポートの指導等による多様な学習形態を特徴としている。	55
や 行	養護教諭	養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に目を向けることを通じて、子どもたちの発する様々なサインにいち早く気づく立場にあり、養護教諭の健康相談活動はますます重要になってきている。 なお、平成10年度の教育職員免許法の改正により、養護教諭も「保健」の授業の担任ができるよう措置が講じられている。	25
ら 行	リカレント教育 (Recurrent education)	学校教育を修了し、いったん社会に出た後に行われる高度で専門的・体系的な教育を言う。	55